

2-3. 景観形成地区における景観形成基準の解説

(1) 楠原地区

田園景観ゾーンの景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

B①ア 規模・配置

楠原地区

基準 できる限り低層とし、歴史的まちなみや集落の家並みから突出しない規模・配置とすること。

具体的な配慮内容の例

○建築物等は、できる限り高さを低く抑え、周辺のまちなみから突出しないよう工夫する。



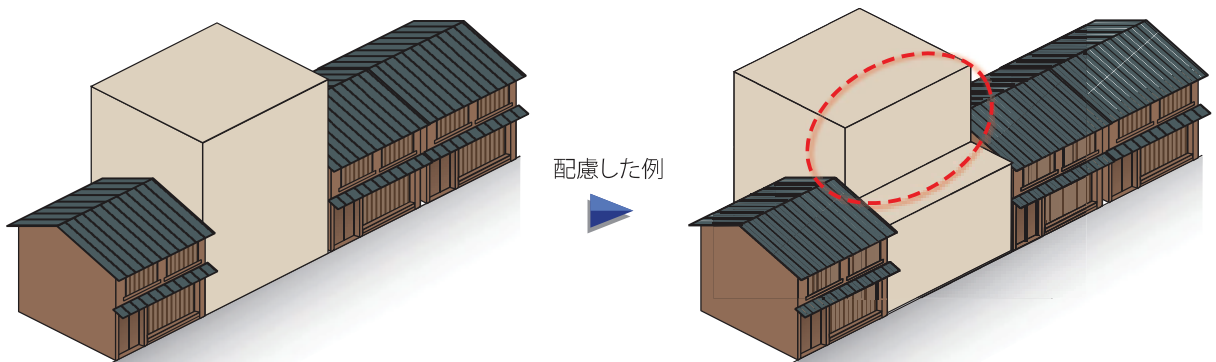
B①イ 規模・配置

楠原地区

基準 街道に面する3階以上の壁面は後退させ、周辺のまちなみから突出しないよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 街道沿いにおいては、周辺の建築物と壁面の位置を揃え、壁面線の連続性を確保する。
- 周辺の建築物より高くなる3階以上の壁面は後退させる。



B②ア 形態意匠

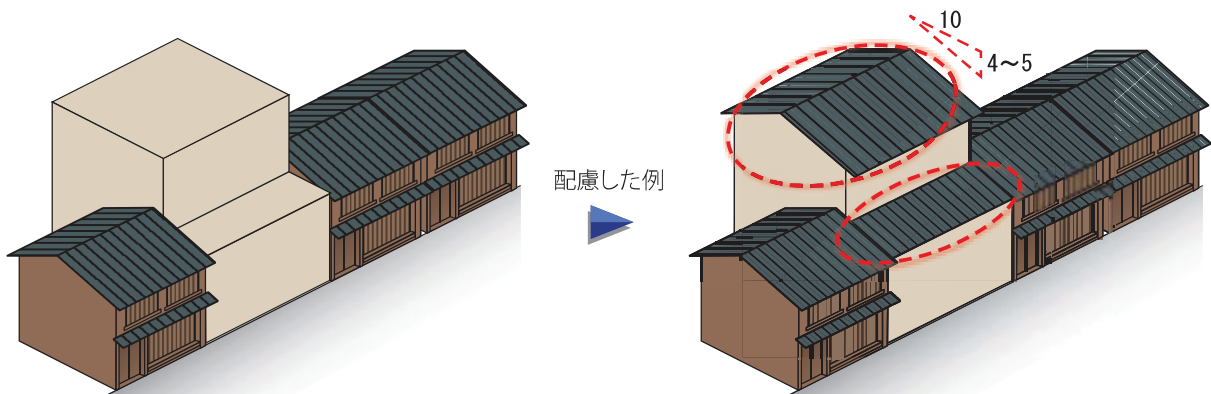
楠原地区

基準

屋根は、勾配屋根(できる限り $4/10 \sim 5/10$)とするとともに、周辺の歴史的まちなみや集落の家並みと調和したものとすること。

具体的な配慮内容の例

- 屋根は、周辺のまちなみと向きや形状を揃え、勾配は10分の4から10分の5とする。
- 周辺のまちなみとの調和に配慮し、日本瓦を使用する。



B②イ 形態意匠

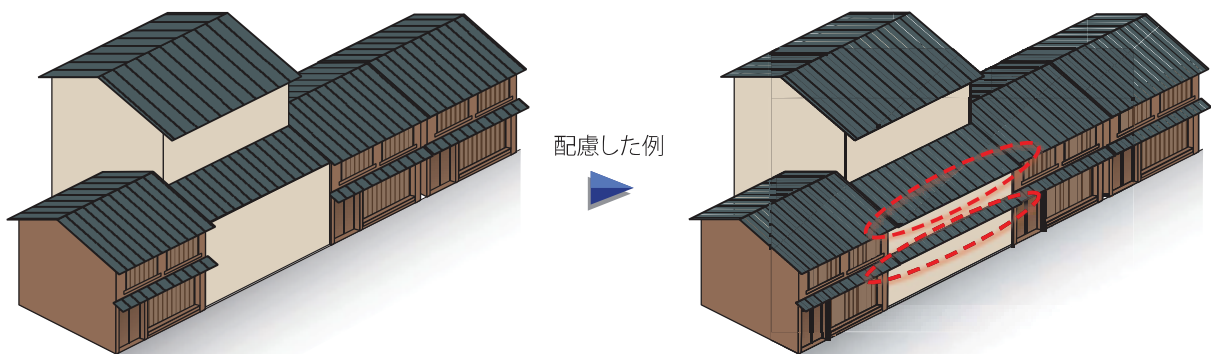
楠原地区

基準

街道に面する建築物においては、適度な出を有し、隣り合う建築物と高さを揃えた軒・庇を設けるなど、歴史的まちなみや集落の家並みとの調和に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 街道沿いにおいては、隣り合う建築物と高さや出幅を揃えた軒や庇を設けることにより、周辺のまちなみと調和し、歴史的まちなみの連続性を確保する。



B②ウ 形態意匠

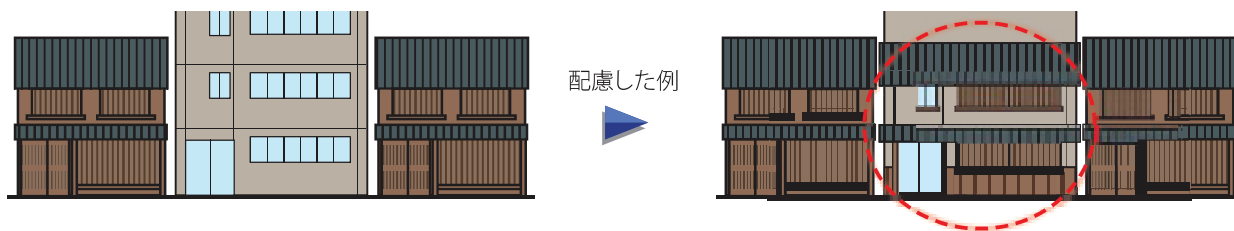
楠原地区

基準

建築物等の街道に面する1階及び2階の形態意匠は、隣地や周辺の歴史的建造物との連続性に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 低層部には、格子や軒等その地域でみられる格子などの伝統的な様式を取り入れることにより、歴史的まちなみの連続性を確保する。



B③ア 色彩

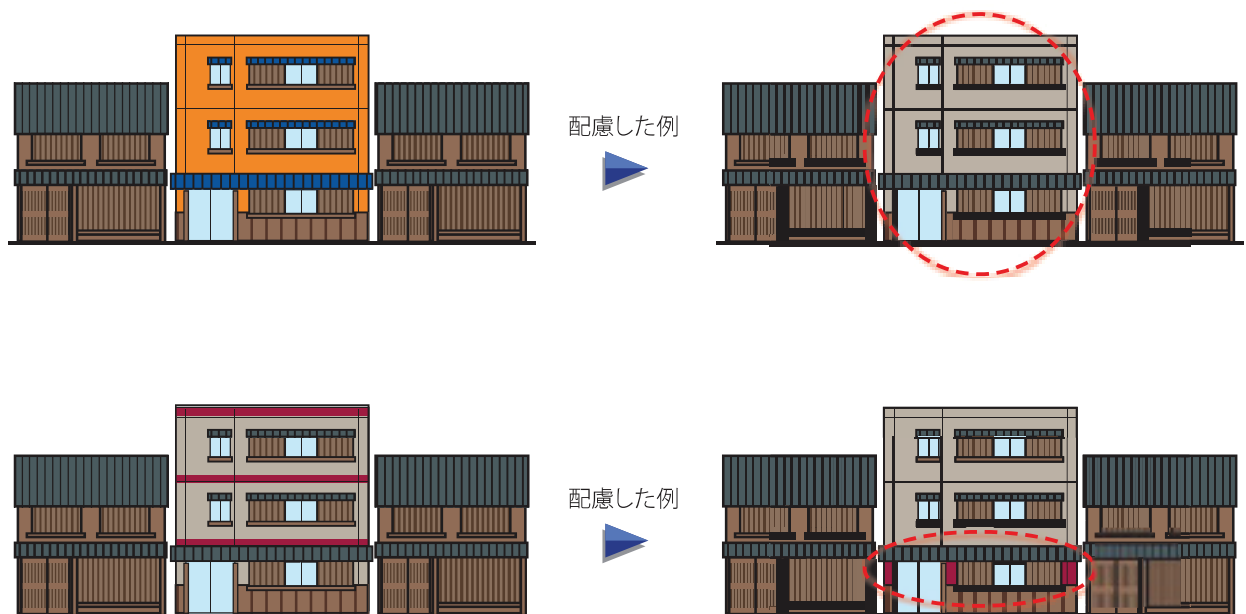
楠原地区

基準

建築物等の外壁については、色彩基準表（別表1）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 木材やいぶし瓦などの伝統的素材にみられる暖色系色相の低彩度色を中心に、地域の色使いを踏襲する。
- アクセント色については、10分の1未満の面積で、低層部に集約し、高彩度色が景観を阻害しないよう工夫する。



B④ア 外構

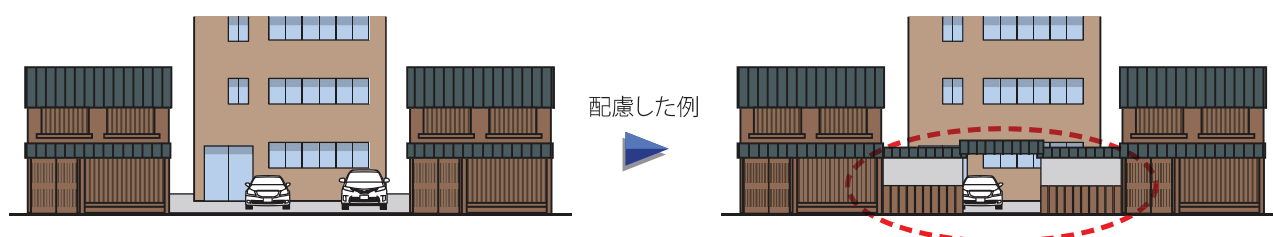
楠原地区

基準

街道に面して空地や駐車場等を設置する場合は、できる限り和風の門や塀、生け垣などで囲い、歴史的まちなみの連続性に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- やむを得ず建築物等が街道から後退し、後退部に空地や駐車場を設ける場合、周辺の建築物の壁面の位置に合わせて和風の門や塀などを設けることにより、歴史的まちなみの連続性が途切れないよう工夫する。



B④イ 外構

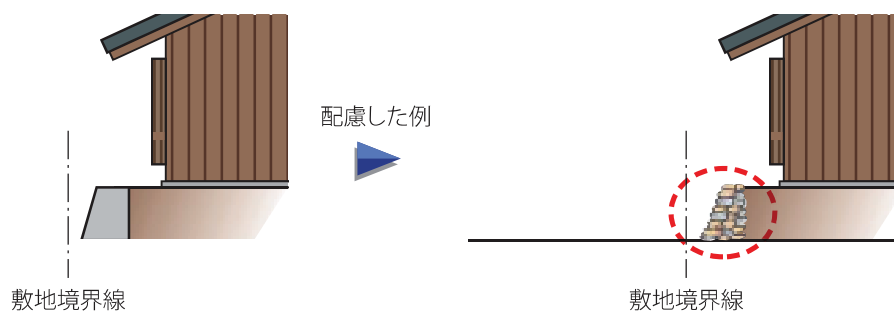
楠原地区

基準

街道に面して擁壁が生じる場合は、石積みや緑化ブロック等による修景に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 擁壁が生じる場合、コンクリートの仕上げによる無機質なものは避け、既存の石積みがあれば再利用して修景するなど、周辺のまちなみと調和させる。



B⑤ア その他

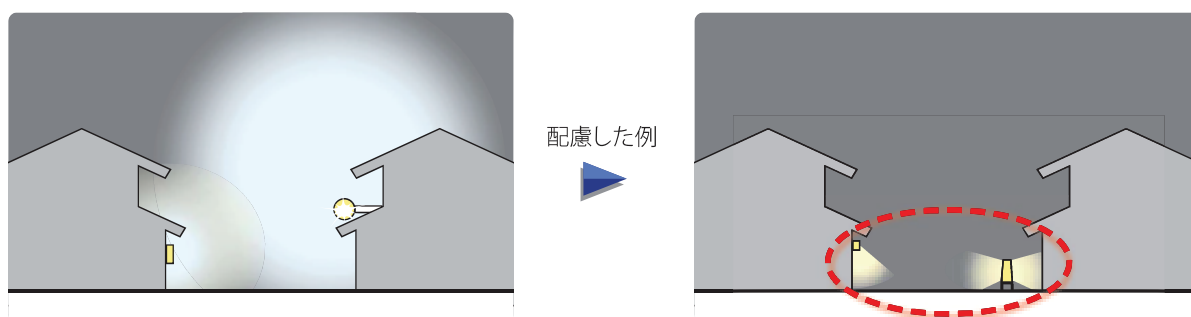
楠原地区

基準

街道に面する夜間の屋外照明は、歴史的まちなみの落ち着いた雰囲気演出を考慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 夜間の屋外照明は、街道沿いの歴史的なまちなみの雰囲気に合わせた照明器具を用い、効果的な配置、目線より低い光源位置、間接光・拡散光の活用などにより照明方法を工夫する。



B⑥ア 電気及び通信施設

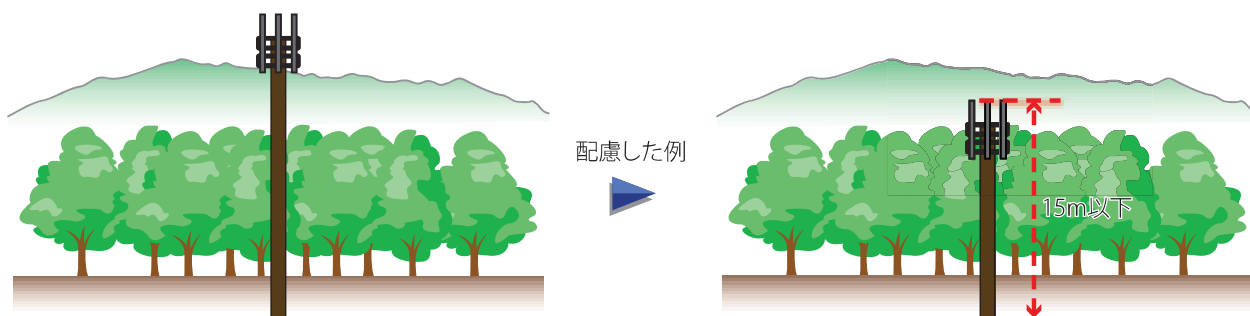
楠原地区

基準

原則として高さは15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。

具体的な配慮内容の例

- 景観形成地区内に携帯電話基地局等を設置する場合、高さは15m以下とするとともに、街道沿いなど主要な場所から見えにくい場所に設置する。



(2) 一身田寺内町地区

市街地景観ゾーン(一般市街地エリア)の景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

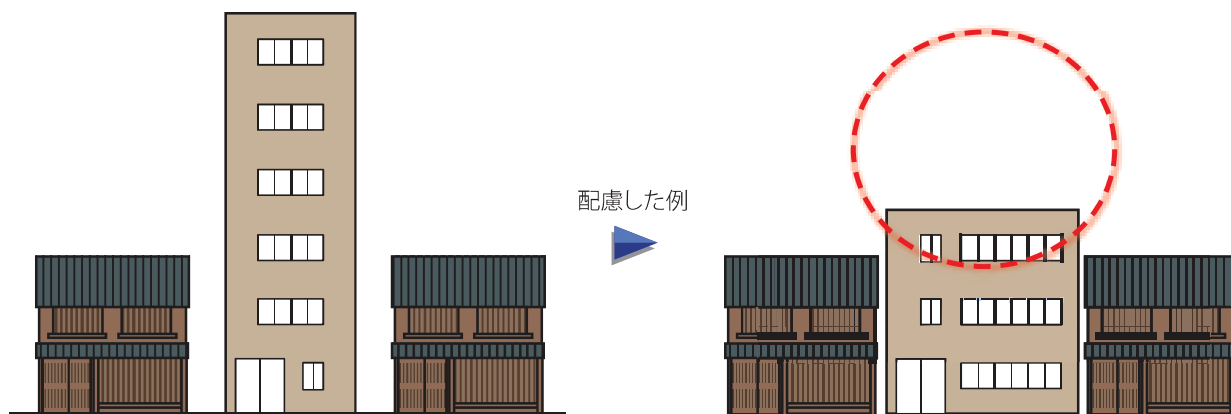
C①ア 規模・配置

一身田寺内町地区

基準 できる限り低層とし、歴史的まちなみから突出しない規模・配置とすること。

具体的な配慮内容の例

○建築物等は、周辺のまちなみから突出しないよう、できる限り高さを低く抑え、周辺のまちなみの連続性を確保する。



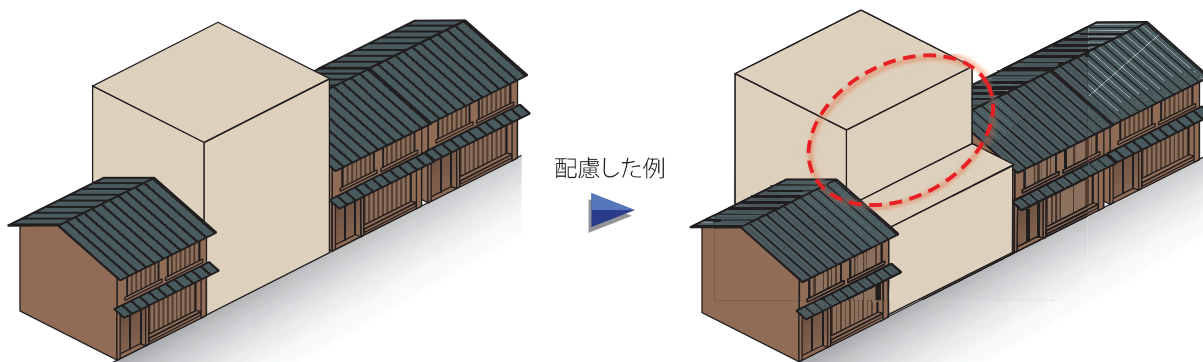
C①イ 規模・配置

一身田寺内町地区

基準 3階以上の壁面は後退させ、周辺のまちなみから突出しないよう配慮すること。ただし、伝統的工法による社寺建築はこの限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 周辺の建築物と壁面の位置を揃え、壁面線の連続性を確保する。
- 周辺の建築物より高くなる3階以上の壁面は後退させる。



C②ア 形態意匠

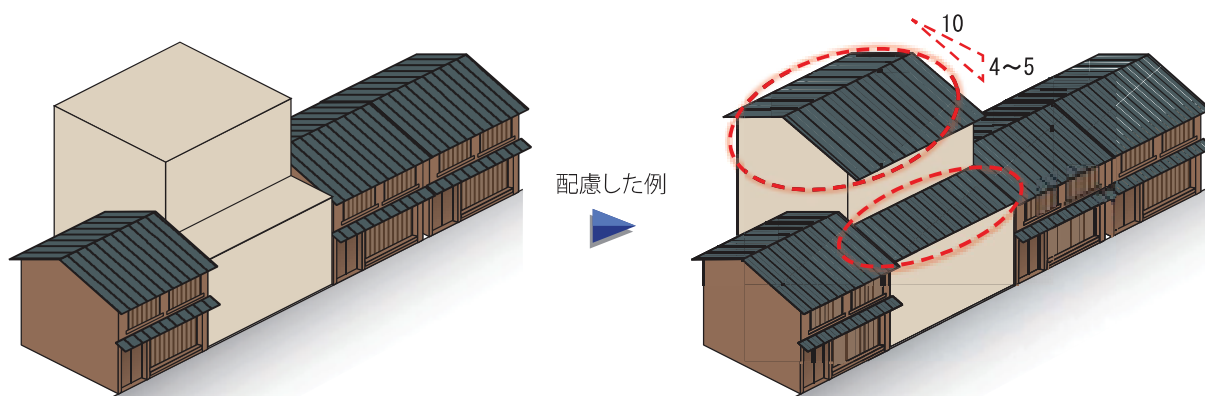
一身田寺内町地区

基準

屋根は、勾配屋根(できる限り 4/10 ～ 5/10)とするとともに、周辺の歴史的まちなみと調和したものとすること。ただし、伝統的工法による社寺建築はこの限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 屋根は、周辺のまちなみと向きや形状を揃え、勾配は10分の4から10分の5とする。
- 周辺のまちなみとの調和に配慮し、日本瓦を使用する。



C②イ 形態意匠

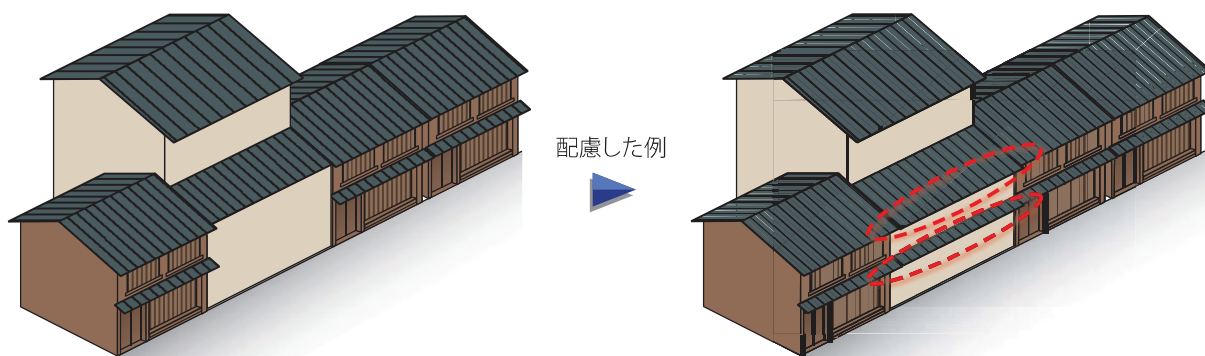
一身田寺内町地区

基準

適度な出を有し、隣り合う建築物と高さを揃えた軒・庇を設けるなど、歴史的まちなみとの調和に配慮すること。ただし、伝統的工法による社寺建築はこの限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 隣り合う建築物と高さや出幅を揃えた軒や庇を設けることにより、周辺のまちなみと調和し、歴史的まちなみの連続性を確保する。



C②ウ 形態意匠

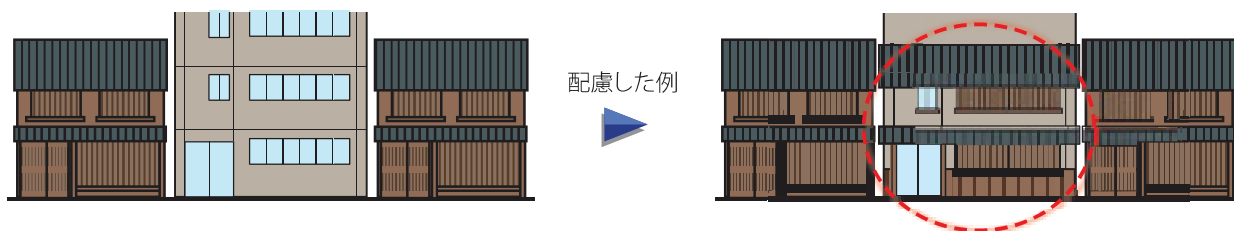
一身田寺内町地区

基準

建築物等の道路に面する1階及び2階の形態意匠は、隣地や周辺の歴史的建造物との連続性に配慮すること。ただし、伝統的工法による社寺建築はこの限りではない。

具体的な配慮内容の例

- 低層部には、格子や軒等寺内町でみられる格子などの伝統的な様式を取り入れることにより、周辺の景観と調和し、歴史的まちなみの連続性を確保する。



C③ア 色彩

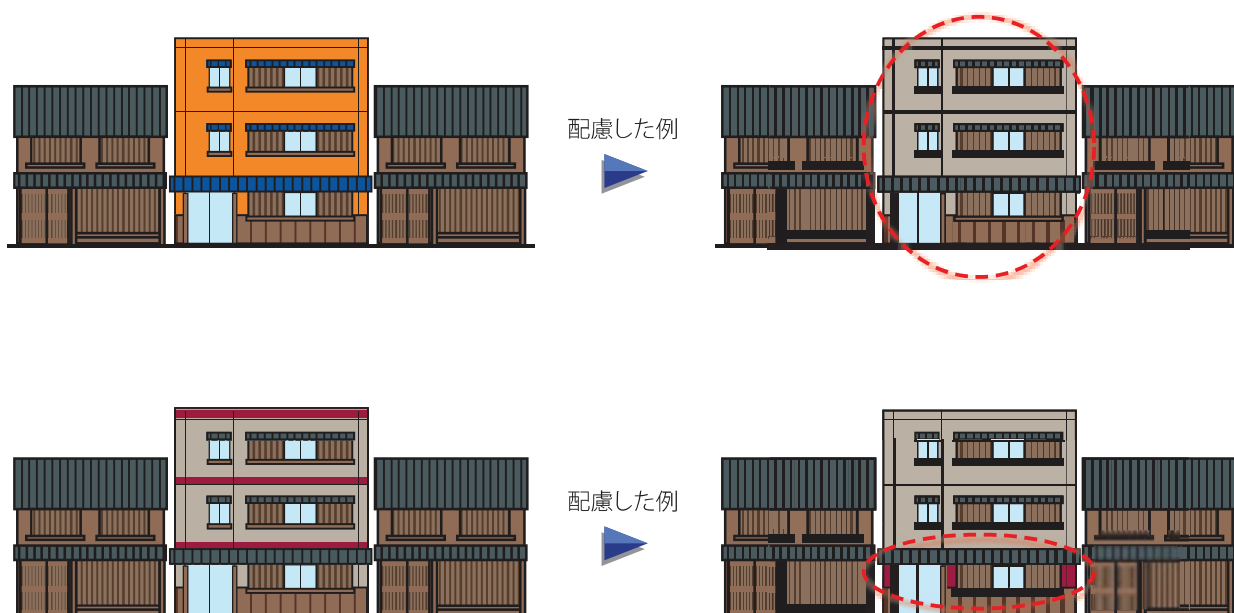
一身田寺内町地区

基準

建築物等の外壁については、色彩基準表（別表1）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 木材やしっくい、土壁などの伝統的素材にみられる暖色系色相の低彩度色を中心に、地域の色使いを踏襲する。
- アクセント色については、10分の1未満の面積で、低層部に集約し、高彩度色が景観を阻害しないよう工夫する。



C④ア 外構

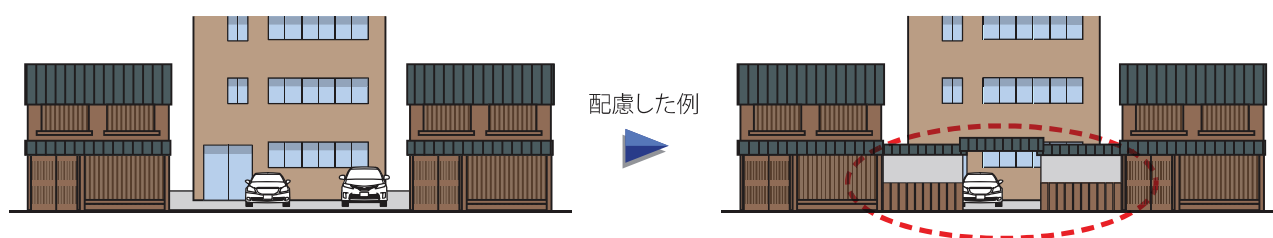
一身田寺内町地区

基準

通りに面して空地や駐車場等を設置する場合は、できる限り和風の門や塀などで囲い、歴史的まちなみの連続性に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- やむを得ず建築物等が周辺のまちなみから後退し、後退部に空地や駐車場を設ける場合、周辺の建築物の壁面の位置に合わせて和風の門や塀などを設けることにより、歴史的まちなみの連続性が途切れないよう工夫する。



C④イ 外構

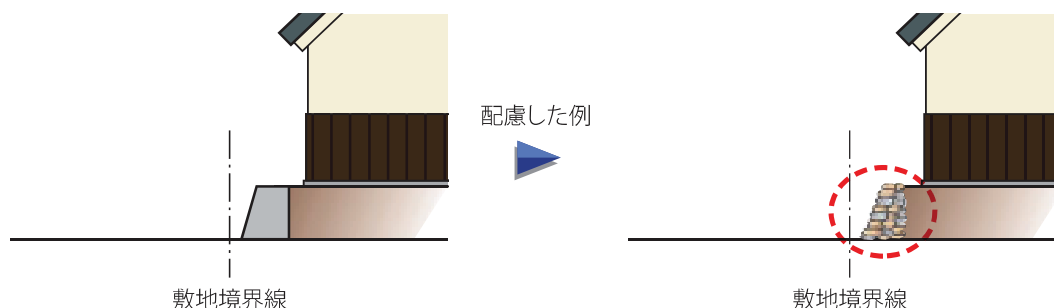
一身田寺内町地区

基準

擁壁が生じる場合は、石積み等による修景に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 擁壁が生じる場合、コンクリートの仕上げによる無機質なものは避け、既存の石積みの再利用により修景するなど、周辺のまちなみと調和させる。



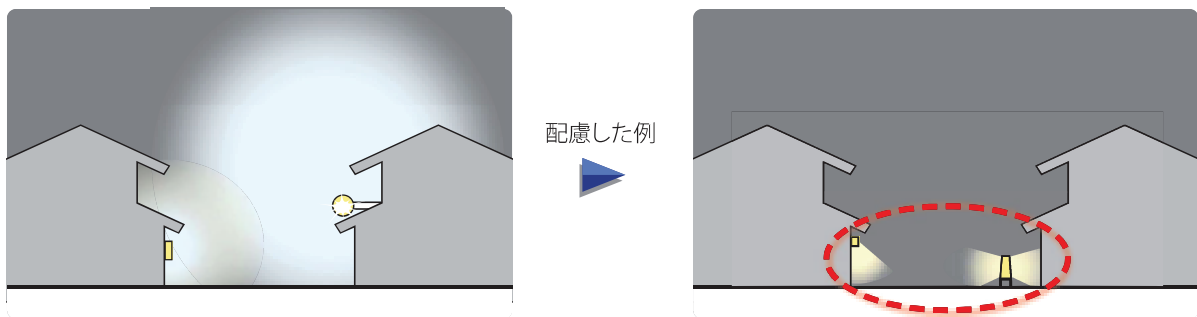
C⑤ア その他

一身田寺内町地区

基準 夜間の屋外照明は、歴史的まちなみの落ち着いた雰囲気演出できるよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

○夜間の屋外照明は、歴史的なまちなみの雰囲気に合わせた照明器具を用い、効果的な配置、目線より低い光源位置、間接光・拡散光の活用などにより照明方法を工夫する。



C⑥ア 電気及び通信施設

一身田寺内町地区

基準 原則として高さは15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。

具体的な配慮内容の例

○景観形成地区内に携帯電話基地局等を設置する場合、高さは15m以下とするとともに、主要な寺院や通り等から見えにくい場所に設置する。



(3) 津駅東地区

市街地景観ゾーン(商業業務地エリア)の景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

D①ア 規模・配置

津駅東地区

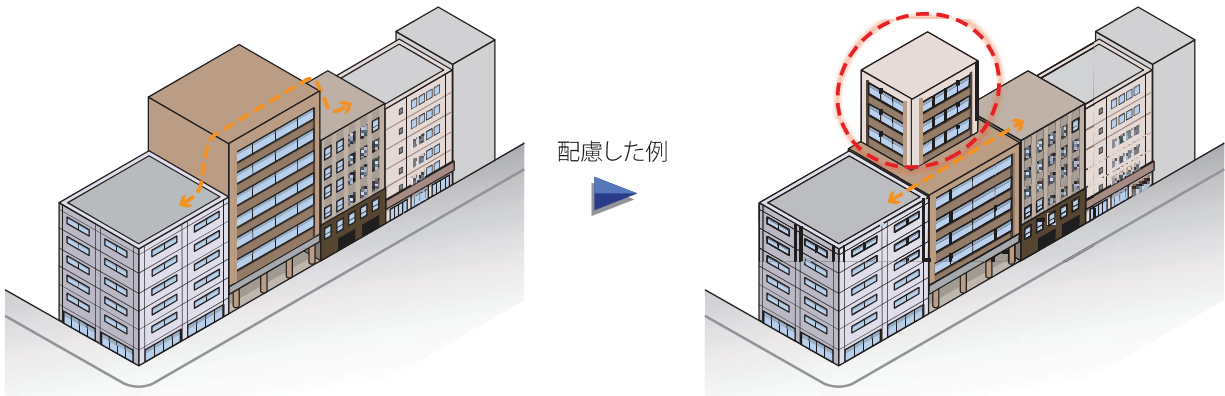
地区全域

A地区

基準 周辺の建築物との相互関係の中で、連続したスカイラインの形成に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- できる限り両隣の建築物と高さを揃え、まちなみの連続性を確保し、統一したスカイラインを形成する。
- やむを得ず周辺の建築物より高くなる場合は、既に形成されているスカイラインを超える部分の壁面をできる限り後退させ、統一したスカイラインを形成する。また、歩道等から高層部を見えにくくすることで、圧迫感を軽減する。



D②ア 壁面

津駅東地区

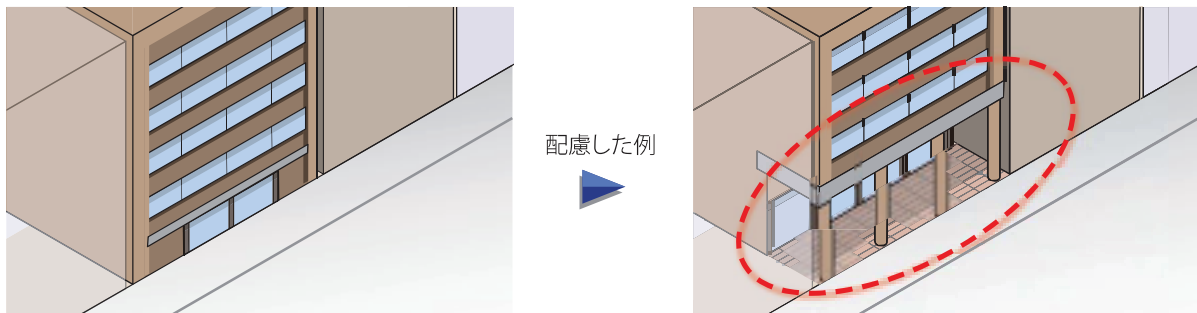
地区全域

A地区

基準 道路に面する低層部分の壁面を後退させるなどにより、ゆとりある空間を演出するよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 壁面の位置を周辺の建築物と揃える。
- 低層部の壁面は道路から後退させ、オープンスペース等として利用することにより、ゆとりある空間を創出したり歩行者等への圧迫感を軽減させる。



D③ア 形態意匠

津駅東地区

地区全域

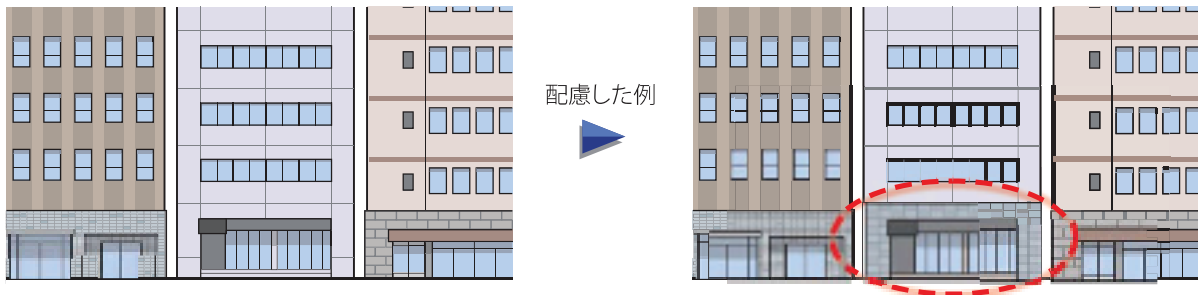
A地区

基準

賑わいと品位ある空間となるよう、低層階については壁面の素材や形態意匠の工夫により、連続性に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 低層部には、賑わいと品位ある空間が連続して形成されるよう石材など耐久性に優れ、時間の経過とともに趣が出る素材を効果的に使用する。



D④ア 色彩

津駅東地区

地区全域

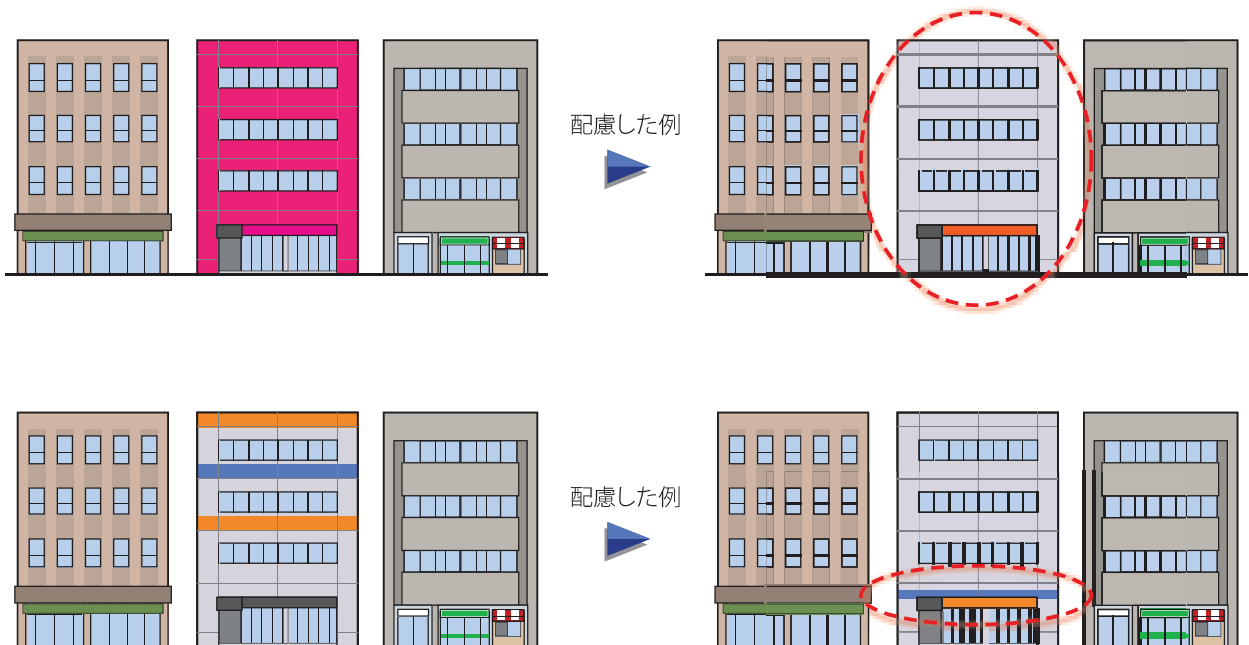
A地区

基準

建築物等の外壁については、色彩基準表（別表3）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 津市の中心的な商業地としてふさわしい個性や賑わいを演出するとともに、津市の印象を特徴づける顔としての品格を形成するため、高彩度色やパステルカラーなど、まちなみから突出する色彩の使用を控える。
- アクセント色については、使用可能範囲を限定し、過剰なアクセントによる突出した印象をつくり出さないよう工夫する。



D⑤ア 外構

津駅東地区

地区全域

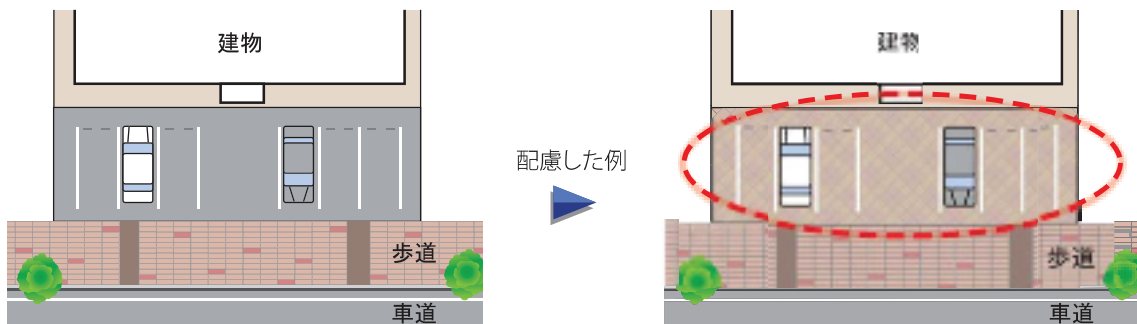
A地区

基準

敷地後退部や駐車場を設ける場合の舗装仕上げは無機質なものとせず、美装化された公共空間（歩行道等）がある場合については、素材や色彩を協調させ、一体的な空間の形成に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 前面道路が美装化されている場合、敷地内を舗装するときは、無機質な仕上げとしない。
- 前面道路が美装化されている場合、建築物を後退させて設ける空地や駐車場等の舗装は、素材や色彩を前面道路の舗装と統一感があるものとし、一体的な空間を形成する。



D⑥ア その他

津駅東地区

地区全域

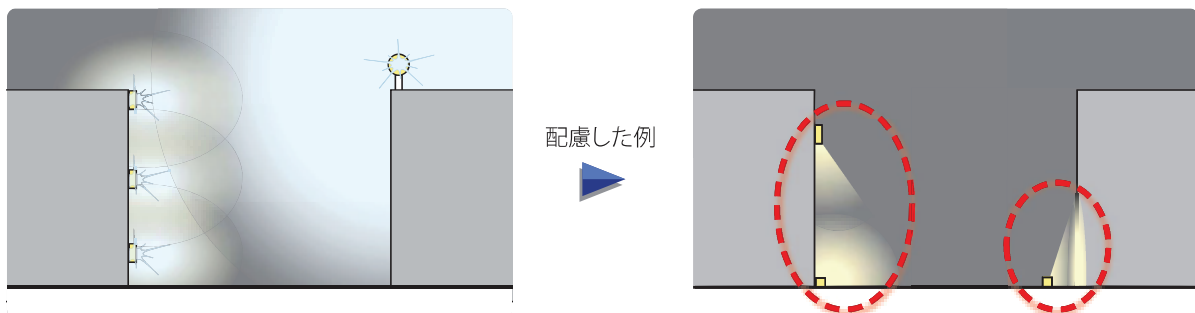
A地区

基準

夜間の屋外照明は、賑わいと品格ある夜景を演出するよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 夜間の屋外照明は、商業地としてふさわしいにぎわいと品格のある雰囲気演出するよう、間接照明を用いるなど、照明の方法や光源の配置、光の色等を工夫する。



(4) 津駅西地区

市街地景観ゾーン(商業業務地エリア)の景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

E①ア 規模・配置

津駅西地区

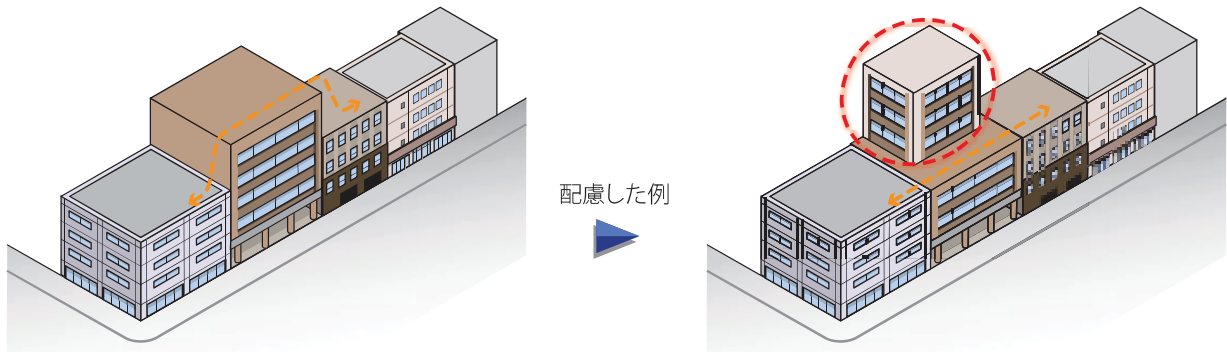
地区全域

A地区

基準 中層とするよう努め、圧迫感の低減とスカイラインの形成に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- できる限り中層に抑えるとともに、周辺の建築物の高さを超える部分の壁面を後退させ、統一したスカイラインを形成する。
- また、歩道等から高層部を見えにくくすることで、圧迫感を軽減する。



E②ア 壁面

津駅西地区

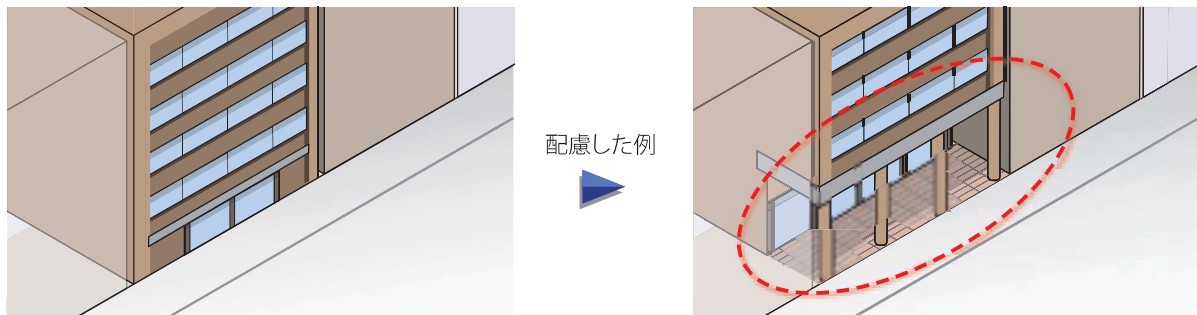
地区全域

A地区

基準 道路に面する低層部分の壁面を後退させるなどにより、ゆとりある空間を演出するよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 壁面の位置を周辺の建築物と揃える。
- 低層部の壁面は道路から後退させ、オープンスペース等として利用することにより、ゆとりある空間を創出したり歩行者等への圧迫感を軽減させる。



E③ア 形態意匠

津駅西地区

地区全域

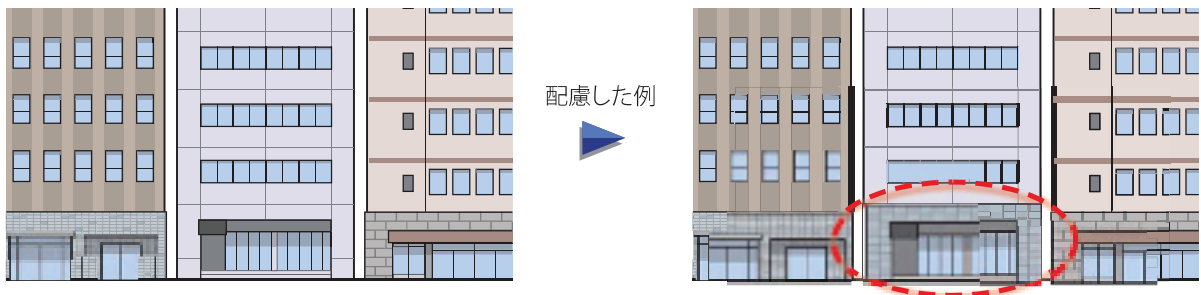
A地区

基準

賑わいと品位ある空間となるよう、低層階については壁面の素材や形態意匠の工夫により、連続性に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 低層部には、賑わいと品位ある空間が連続して形成されるよう石材など耐久性に優れ、時間の経過とともに趣が出る素材を効果的に使用する。



E④ア 色彩

津駅西地区

地区全域

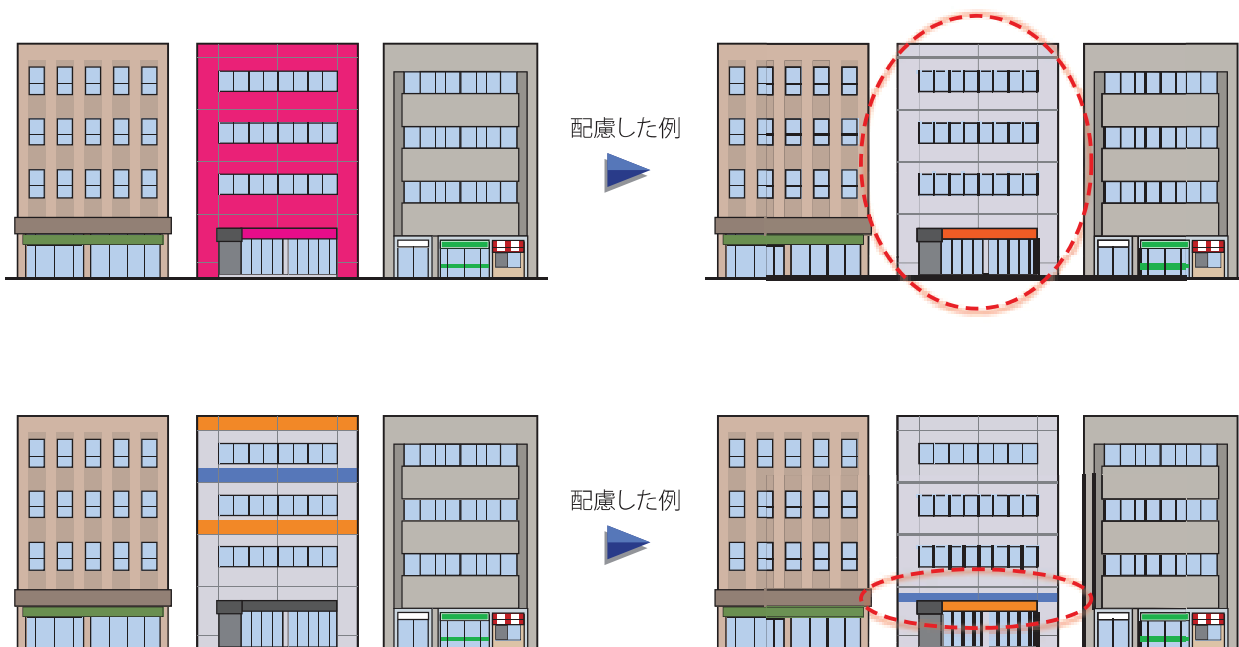
A地区

基準

建築物等の外壁については、色彩基準表（別表3）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 津市の中心的な商業地としてふさわしい個性や賑わいを演出するとともに、津市の印象を特徴づける顔としての品格を形成するため、高彩度色やパステルカラーなど、まちなみから突出する色彩の使用を控える。
- アクセント色については、使用可能範囲を限定し、過剰なアクセントによる突出した印象をつくり出さないよう工夫する。



E⑤ ア 外構

津駅西地区

地区全域

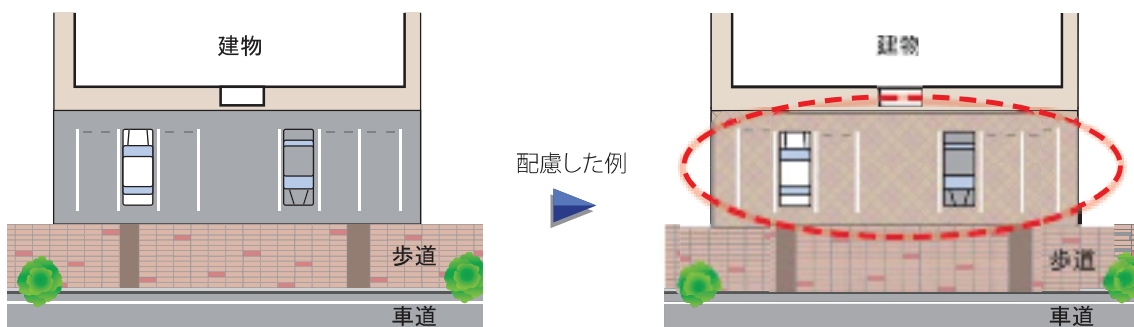
A地区

基準

敷地後退部や駐車場を設ける場合の舗装仕上げは無機質なものとせず、美装化された公共空間（歩行道等）がある場合については、素材や色彩を協調させ、一体的な空間の形成に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 前面道路が美装化されている場合、敷地内を舗装するときは、無機質な仕上げとしない。
- 前面道路が美装化されている場合、建築物を後退させて設ける空地や駐車場等の舗装は、素材や色彩を前面道路の舗装と統一感があるものとし、一体的な空間を形成する。



E⑥ ア 緑化

津駅西地区

地区全域

A地区

基準

接道部は積極的な緑化に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 敷地前面部の空地など、接道部分は積極的に緑化することにより、歩行者等にうらおいや安心感を与えるよう工夫する。



E⑦ア その他

津駅西地区

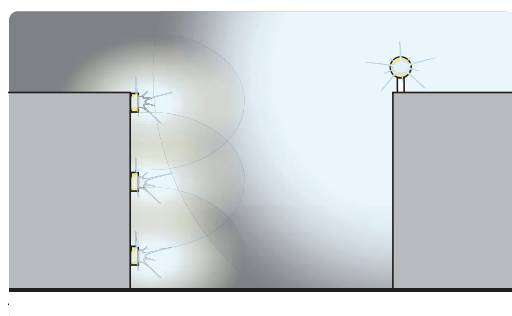
地区全域

A地区

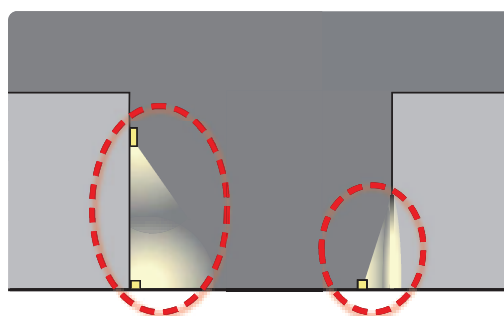
基準 夜間の屋外照明は、賑わいと品格ある夜景を演出するよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

○夜間の屋外照明は、商業地としてふさわしいにぎわいと品格のある雰囲気演出するよう、間接照明を用いるなど、照明の方法や光源の配置、光の色等を工夫する。



配慮した例



(5) 津城跡周辺地区

市街地景観ゾーン(商業業務地エリア)の景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

F①ア 規模・配置

津城跡周辺地区

地区全域

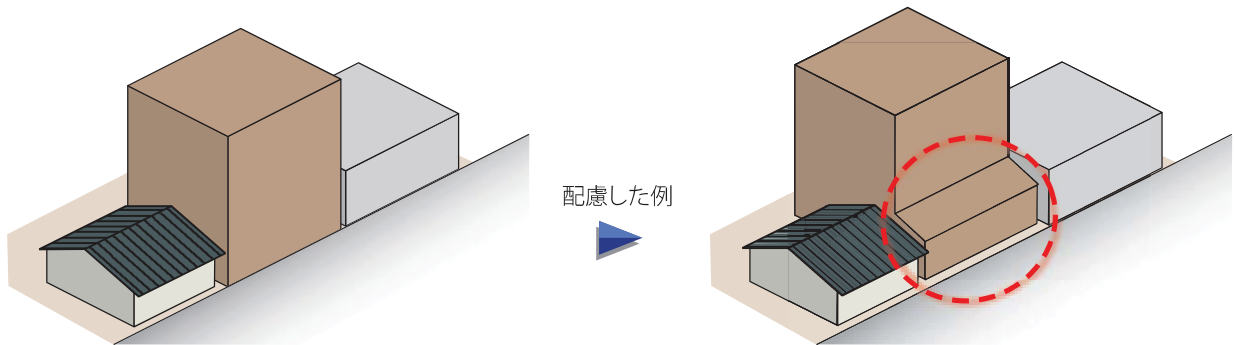
A地区

基準

お城公園沿道の建築物はできる限り低層となるよう配慮すること。中高層となる場合は、お城公園側に低層部を配置するなどの工夫により、圧迫感を軽減すること。

具体的な配慮内容の例

- お城公園沿道の建築物はできる限り高さを低く抑えるか、お城公園側に低層部を配置することにより、津城跡の保全や歴史的景観と調和させる。



F①イ 規模・配置

津城跡周辺地区

地区全域

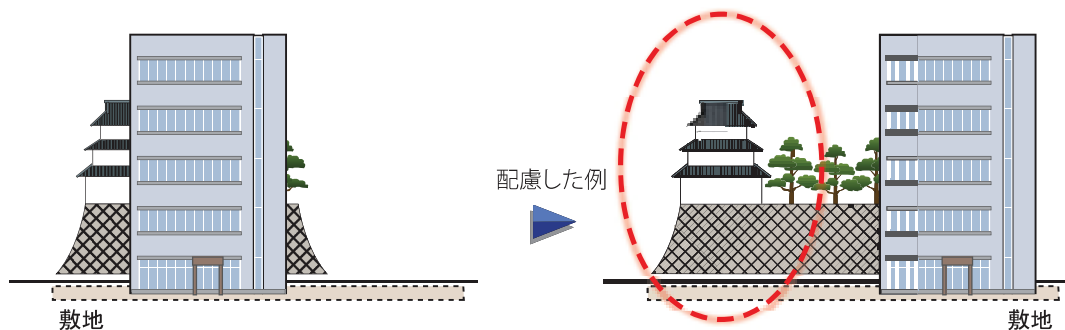
A地区

基準

周囲の主要な道路や公園からお城公園への眺望を大切にし、規模・配置に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 規模や配置等を工夫し、周辺の主要な道路等からお城公園への見通しを確保する。



F②ア 形態意匠

津城跡周辺地区

地区全域

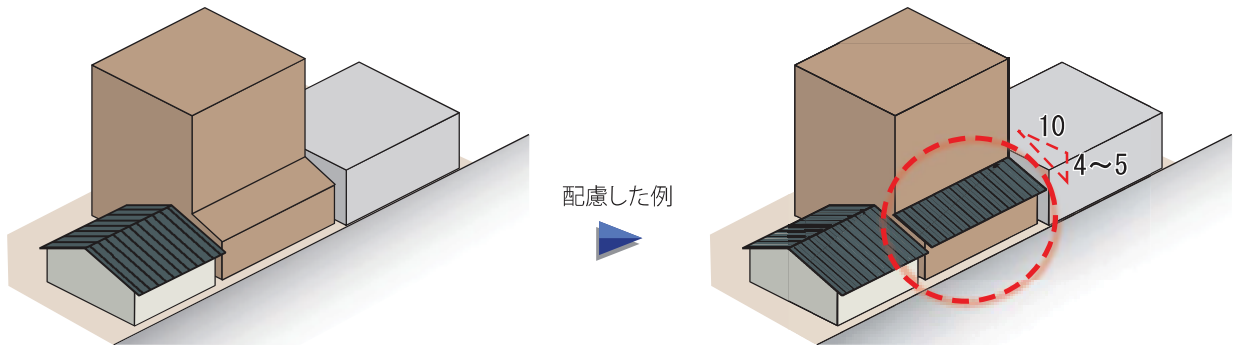
A地区

基準

低層の建築物については勾配屋根（できる限り 4/10 ～ 5/10）とし、中高層となる場合に配置される低層部には底を設けるなど、和風を意識した外観となるよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

○お城公園側に配置する低層の建築物は、10分の4から10分の5の勾配をもたせた屋根または底を設けるとともに、和風を意識した外観とする。



F②イ 形態意匠

津城跡周辺地区

地区全域

A地区

基準

建築物の高層部への過剰な装飾は避け、お城公園からの眺望に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

○お城公園内から樹木越しに見える眺望景観の保全に配慮し、建築物等の高層部の外観は、過剰な装飾を避ける。



F③ア 色彩

津城跡周辺地区

地区全域

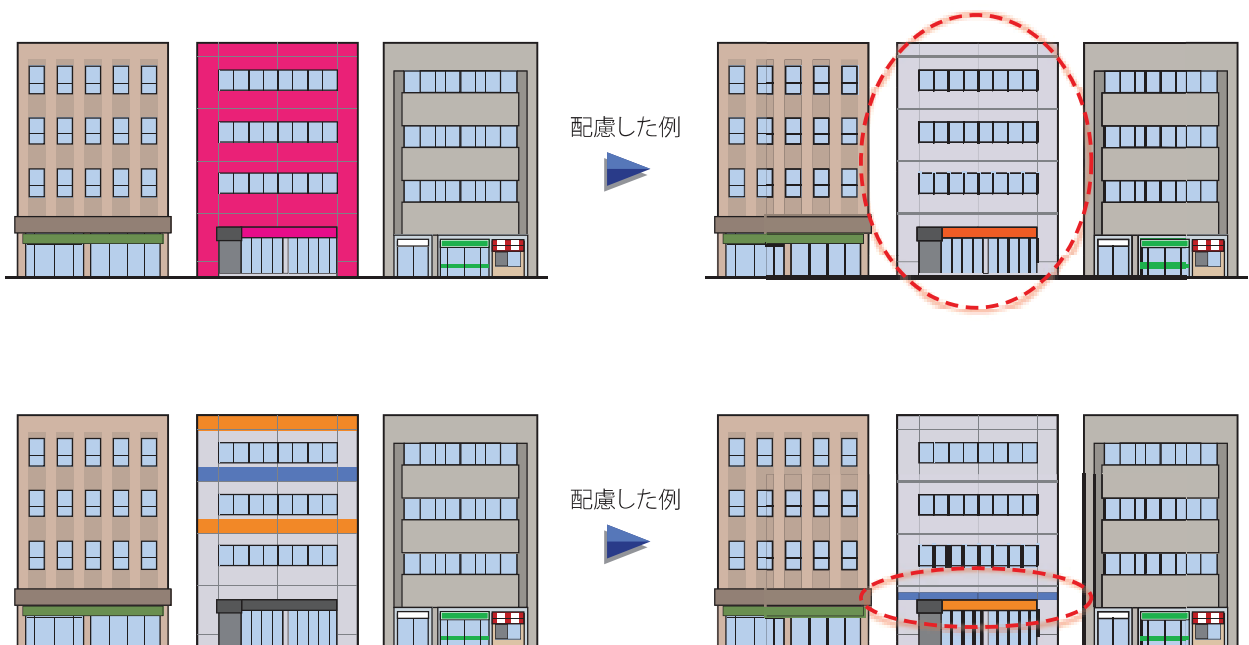
A地区

基準

建築物等の外壁については、色彩基準表（別表3）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 津市の中心的な商業地としてふさわしい個性や賑わいを演出するとともに、津市の印象を特徴づける顔としての品格を形成するため、高彩度色やパステルカラーなど、まちなみから突出する色彩の使用を控える。
- アクセント色については、使用可能範囲を限定し、過剰なアクセントによる突出した印象をつくり出さないよう工夫する。



F④ ア 外構

津城跡周辺地区

地区全域

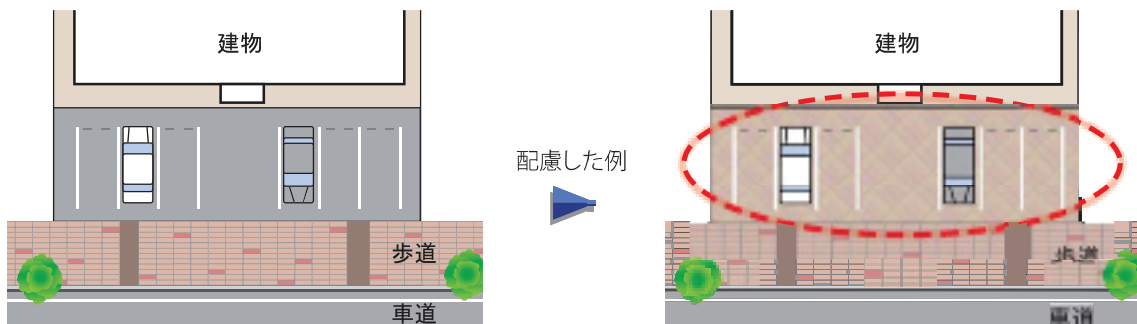
A地区

基準

敷地後退部や駐車場を設ける場合の舗装仕上げは無機質なものとせず、美装化された公共空間（歩行道等）がある場合については、素材や色彩を協調させ、一体的な空間の形成に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 前面道路が美装化されている場合、敷地内を舗装するときは、無機質な仕上げとしない。
- 前面道路が美装化されている場合、建築物を後退させて設ける空地や駐車場等の舗装は、素材や色彩を前面道路の舗装と統一感があるものとし、一体的な空間を形成する。



F⑤ ア その他

津城跡周辺地区

地区全域

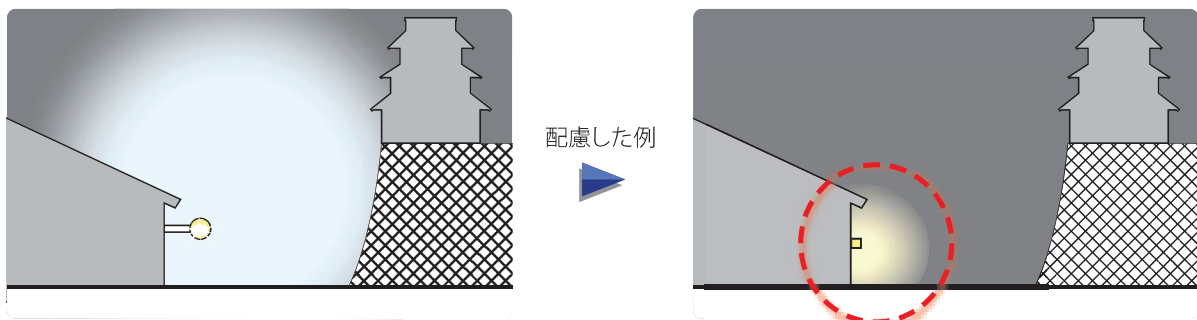
A地区

基準

お城公園沿道の建築物の夜間の屋外照明は、落ち着いた夜景を演出するよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 夜間の屋外照明は、お城公園側に過剰な光が散乱することは避ける。
- 津城跡の落ち着いた雰囲気と合わせた照明器具を用い、効果的な配置、目線より低い光源位置、間接光・拡散光の活用などにより照明方法を工夫する。



(6) 津なぎさまち・フェニックス通り地区

第1地区及び第2地区では市街地景観ゾーン(商業業務地エリア)の景観形成基準、第3地区では市街地景観ゾーン(海岸エリア)の景観形成基準に、それぞれ次の個別基準が加えられます。

G①ア 規模・配置

津なぎさまち・フェニックス通り地区

第1

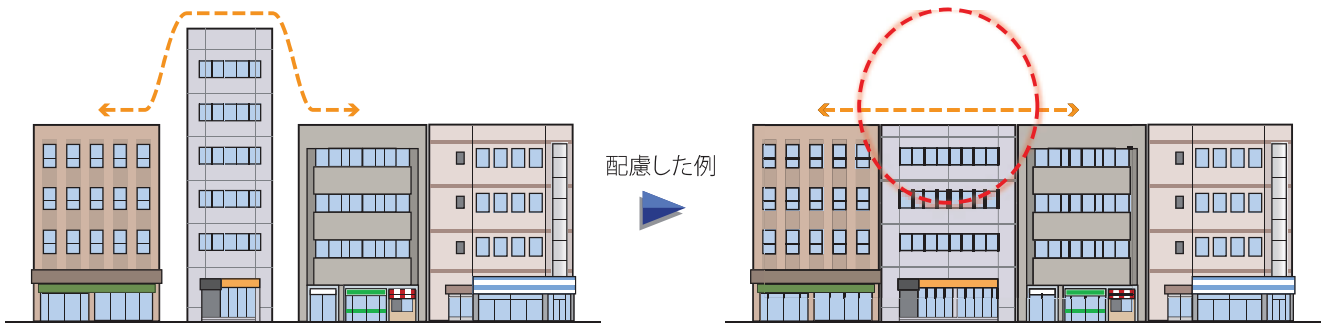
第2

第3

基準 周辺の建築物との相互関係の中で、連続したスカイラインの形成に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- できる限り両隣の建築物と高さを揃え、まちなみの連続性を確保し、統一したスカイラインを形成する。
- やむを得ず周辺の建築物より高くなる場合は、既に形成されているスカイラインを超える部分の壁面をできる限り後退させ、統一したスカイラインを形成する。また、歩道等から高層部を見えにくくすることで、圧迫感を軽減する。



G②ア 壁面

津なぎさまち・フェニックス通り地区

第1

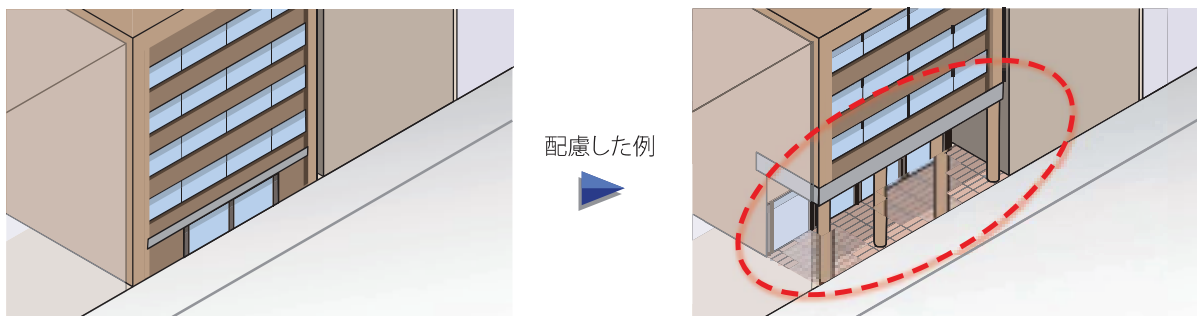
第2

第3

基準 道路に面する低層部分の壁面を後退させるなどにより、ゆとりある空間を演出するよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 壁面の位置を周辺の建築物と揃える。低層部の壁面は道路から後退させ、オープンスペース等として利用すること。
- 低層部の壁面は道路から後退させ、オープンスペース等として利用することにより、ゆとりある空間を創出したり歩行者等への圧迫感の軽減に配慮する。



G③ア 形態意匠

津なぎさまち・フェニックス通り地区

第1

第2

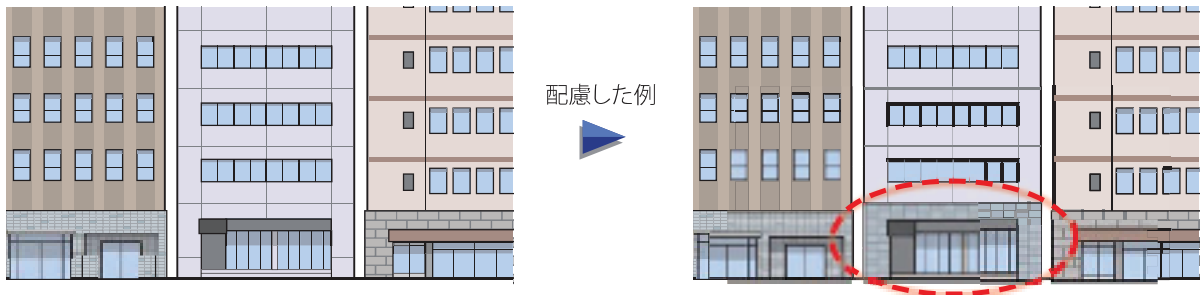
第3

基準

賑わいと品位ある空間となるよう、低層階については壁面の素材や形態意匠の工夫により、連続性に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 低層部には、賑わいと品位ある空間が連続して形成されるよう石材など耐久性に優れ、時間の経過とともに趣が出る素材を効果的に使用する。



G④ア 色彩

津なぎさまち・フェニックス通り地区

第1

第2

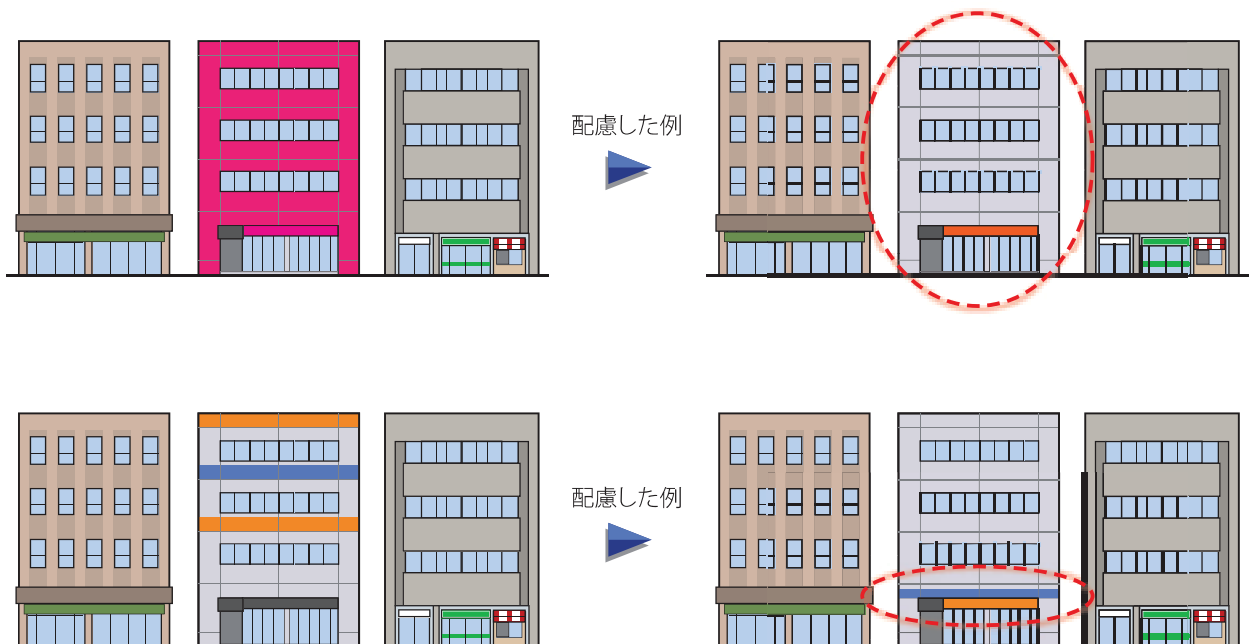
第3

基準

建築物等の外壁については、色彩基準表（別表3）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 津市の中心的な商業地としてふさわしい個性や賑わいを演出するとともに、津市の印象を特徴づける顔としての品格を形成するため、高彩度色やパステルカラーなど、まち並みから突出する色彩の使用を控える。
- アクセント色については、使用可能範囲を限定し、過剰なアクセントによる突出した印象をつくり出さないよう工夫する。



G④イ 色彩

津なぎさまち・フェニックス通り地区

第1

第2

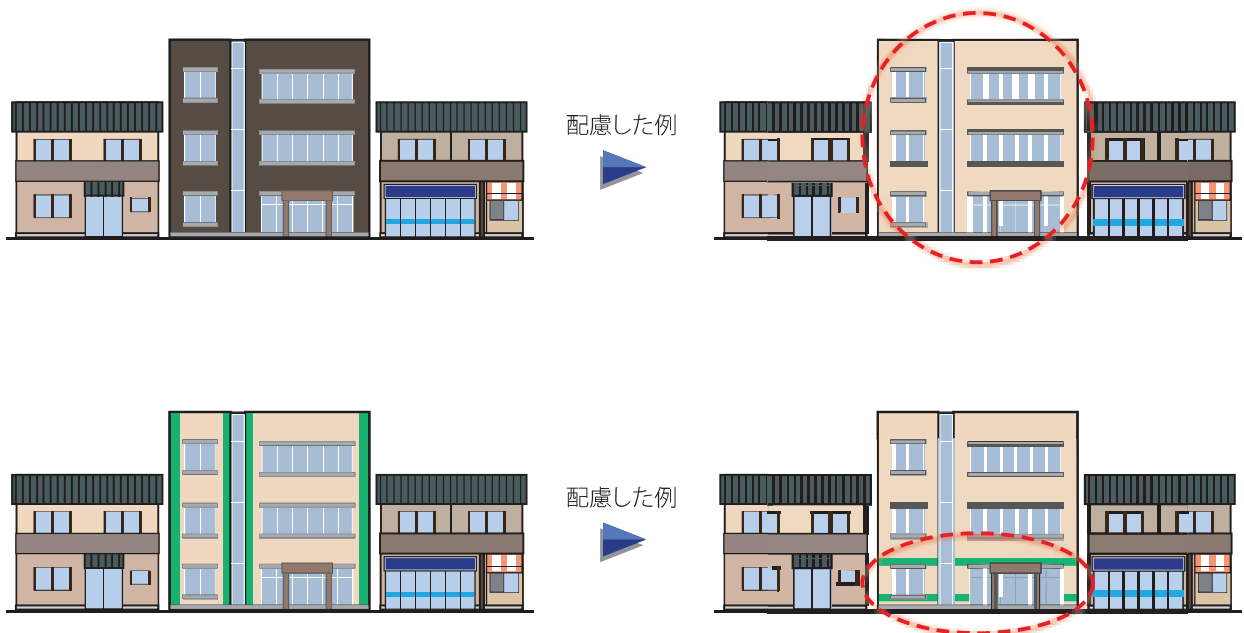
第3

基準

建築物等の外壁については、色彩基準表（別表4）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 津市の中心地的な商業地と海岸を結ぶシンボルロードとしてふさわしい景観の形成や海辺の開放感の創出のため、低明度色の使用は避け、自然景観に融和する低彩度色とする。
- アクセント色については、使用可能範囲を限定し、過剰なアクセントによる突出した印象をつくり出さないよう工夫する。



G⑤ア 外構

津なぎさまち・フェニックス通り地区

第1

第2

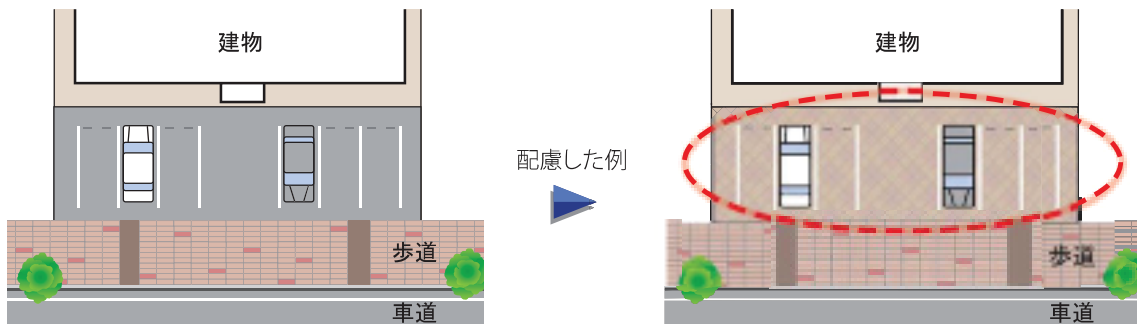
第3

基準

敷地後退部や駐車場を設ける場合の舗装仕上げは無機質なものとせず、美装化された公共空間（歩行道等）がある場合については、素材や色彩を協調させ、一体的な空間の形成に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 前面道路が美装化されている場合、敷地内を舗装するときは、無機質な仕上げとしない。
- 前面道路が美装化されている場合、建築物を後退させて設ける空地や駐車場等の舗装は、素材や色彩を前面道路の舗装と統一感があるものとし、一体的な空間を形成する。



G⑥ア その他

津なぎさまち・フェニックス通り地区

第1

第2

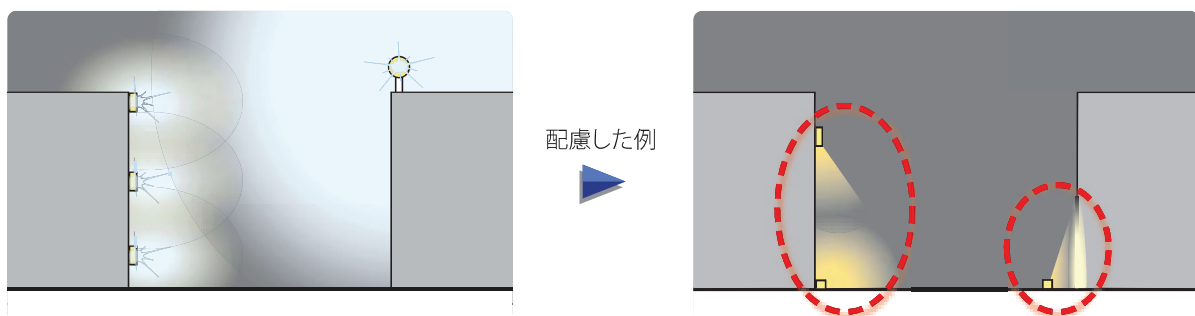
第3

基準

夜間の屋外照明は、暖色系の照明を用いるなど、雰囲気のある夜景の演出に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 夜間の屋外照明は、品格と趣のある夜景を演出するよう間接照明を用いるなど、照明の方法や光源の配置、光の色等を工夫する。



(7) 榊原温泉地区

山地景観ゾーンの景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

H①ア 形態意匠

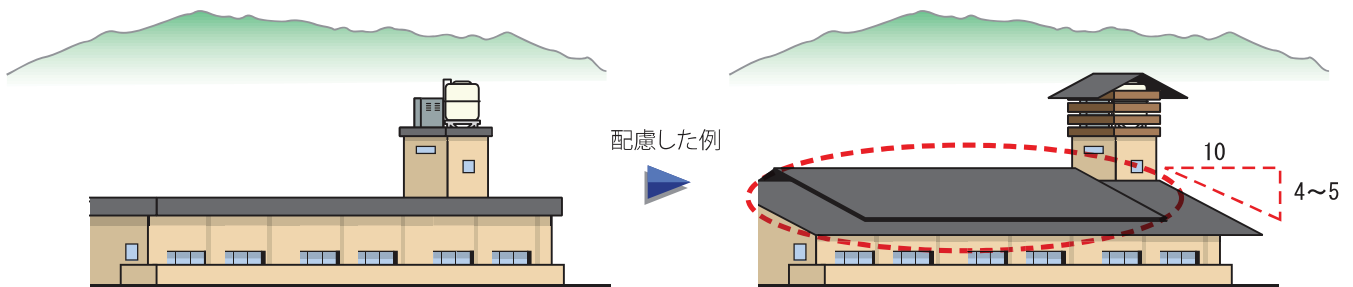
榊原温泉地区

基準

屋根は、勾配屋根(できる限り 4/10 ~ 5/10)とし、塔屋の屋根もこれと一体感のあるものとするとともに、周辺の山並みや集落の家並みと調和したものとする。

具体的な配慮内容の例

○屋根は、周辺のまちなみと向きや形状を揃え、10分の4から10分の5の勾配をもたせるとともに、塔屋にも主体建築物の屋根と調和する勾配屋根を設ける。



H①イ 形態意匠

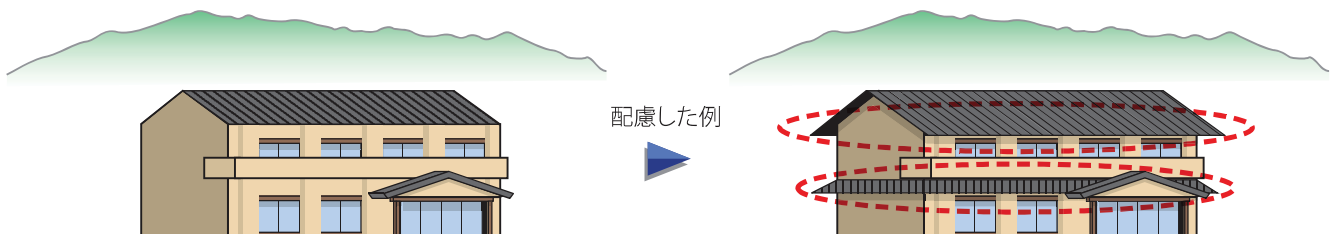
榊原温泉地区

基準

適度な出を有する軒・庇を設けるなど、和風を意識した外観となるよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

○適度な出を有する軒や庇を設けることにより、周辺の集落景観に溶け込ませる。



H②ア 色彩

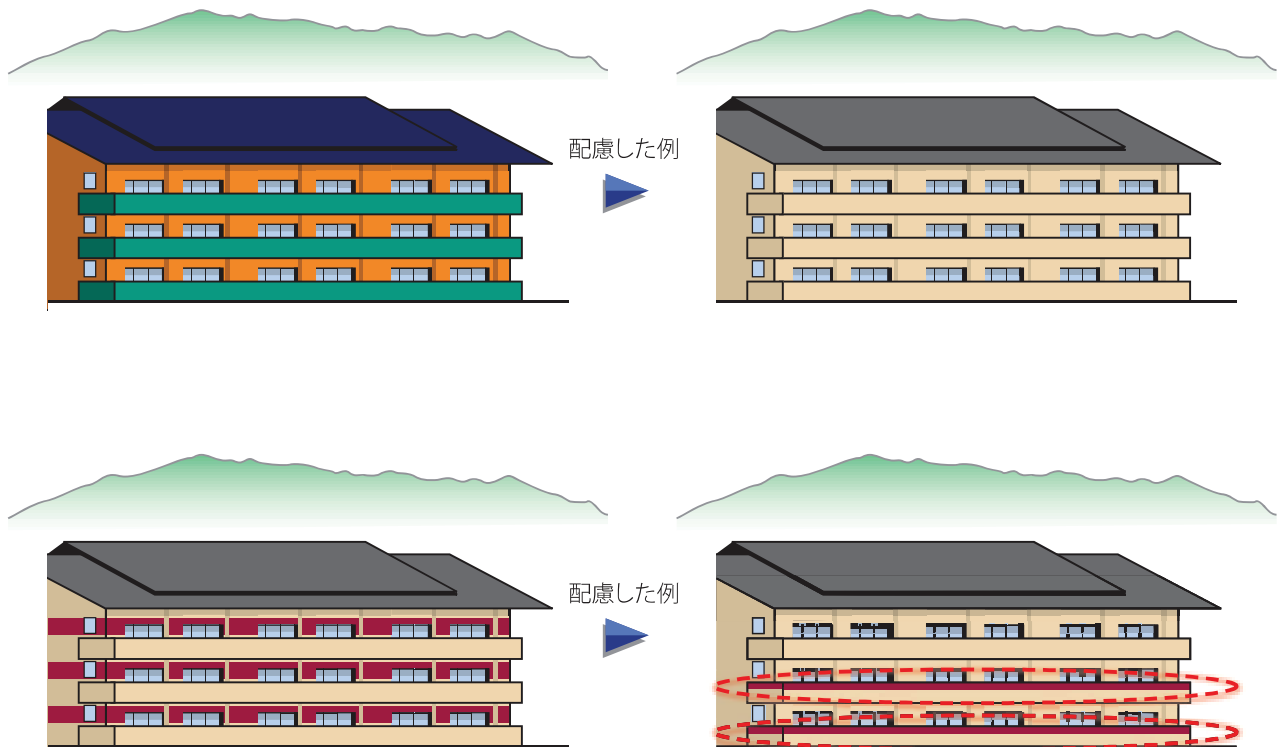
榊原温泉地区

基準

建築物等の外壁については、色彩基準表（別表1）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 木材やいぶし瓦、土塀などにみられる暖色系色相の低彩度色を中心に、地域の色使いを踏襲する。
- アクセント色については、10分の1未満の面積で、低層部に集約し、高彩度色が景観を阻害しないよう工夫する。



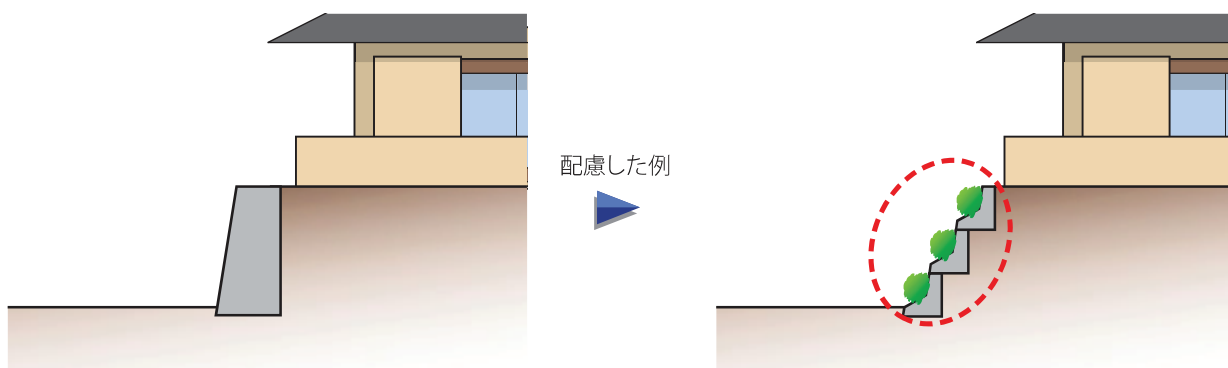
H③ア 外構

榊原温泉地区

基準 擁壁が生じる場合は、石積みや緑化ブロック等による修景に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 擁壁が生じる場合、コンクリートの仕上げによる無機質なものは避け、石積みや緑化ブロックにより修景するなど、周辺の集落景観や自然景観と調和させる。



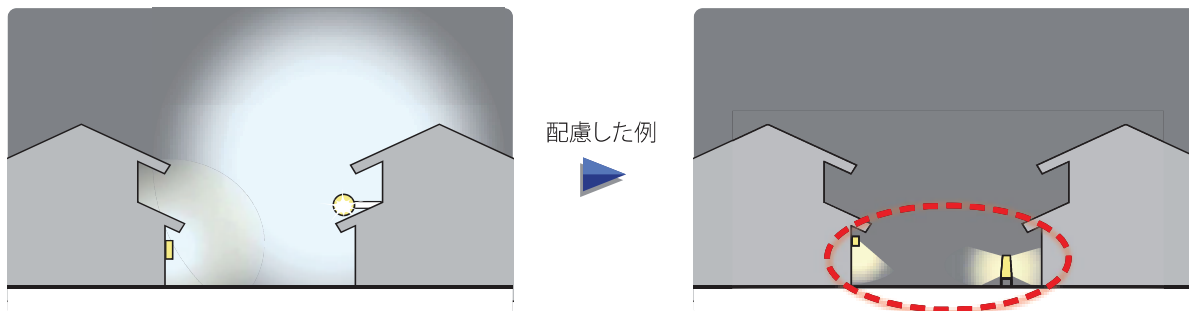
H④ア その他

榊原温泉地区

基準 夜間の屋外照明は、温泉保養地として癒しや安らぎを感じる風情を演出するよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 夜間の屋外照明は、癒しや安らぎを与える風情ある温泉保養地の雰囲気に合わせて照明器具を用い、効果的な配置、目線より低い光源位置、間接光・拡散光の活用などにより照明方法を工夫する。



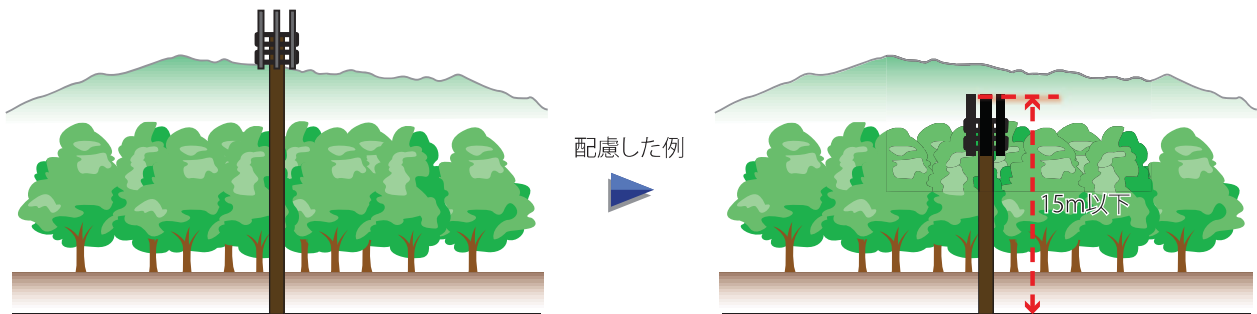
H⑤ア 電気及び通信施設

榊原温泉地区

基準 原則として高さは15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。

具体的な配慮内容の例

- 景観形成地区内に携帯電話基地局等を設置する場合、高さは15m以下とするとともに、主要な通り等から見えにくい場所に設置する。



(8) 多気地区

山地景観ゾーンの景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

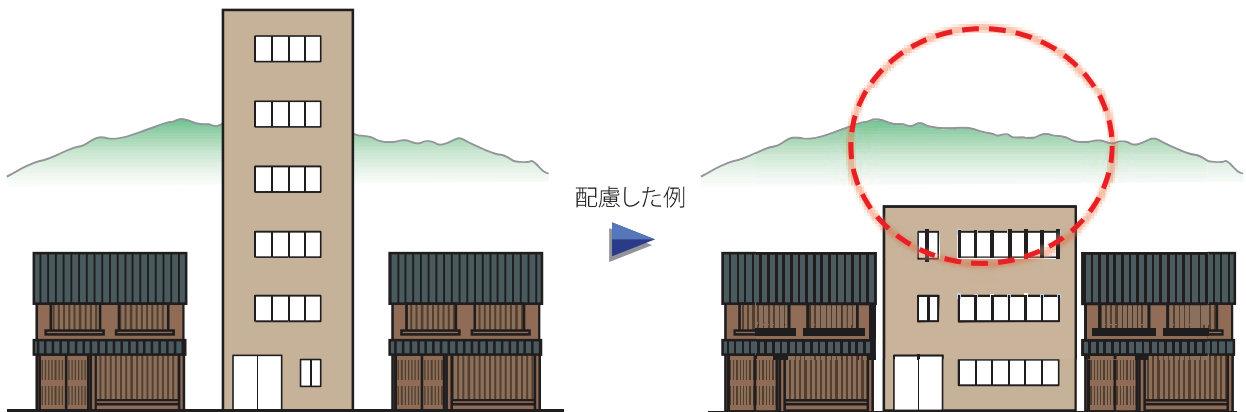
I ① ア 規模・配置

多気地区

基準 できる限り低層とし、歴史的まちなみや集落の家並みから突出しない規模・配置とすること。

具体的な配慮内容の例

- 建築物等は、できる限り高さを低く抑え、歴史的まちなみの連続性を確保し、周辺のまちなみから突出しないよう工夫する。



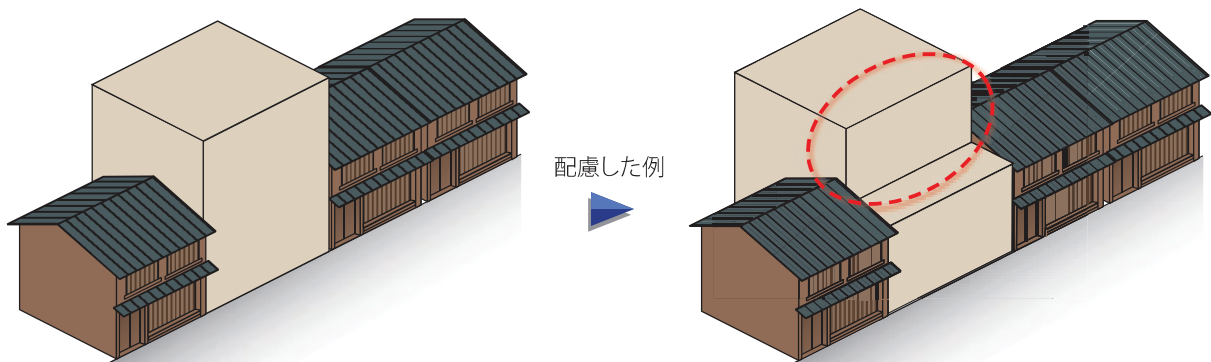
I ① イ 規模・配置

多気地区

基準 街道及び県道嬉野美杉線に面する3階以上の壁面は後退させ、周辺のまちなみから突出しないよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 街道沿いにおいては、周辺の建築物と壁面の位置を揃え、壁面線の連続性を確保する。
- 周辺の建築物より高くなる3階以上の壁面は後退させる。



I②ア 形態意匠

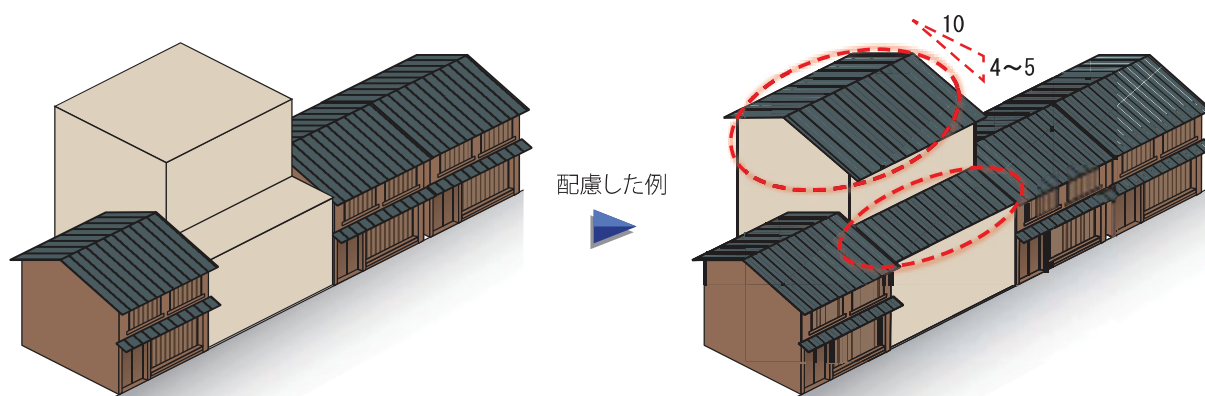
多気地区

基準

屋根は、勾配屋根(できる限り $4/10 \sim 5/10$)とするとともに、周辺の歴史的まちなみや集落の家並みと調和したものとすること。

具体的な配慮内容の例

- 屋根は、周辺のまちなみと向きや形状を揃え、勾配は10分の4から10分の5とする。
- 周辺のまちなみとの調和に配慮し、日本瓦を使用する。



I②イ 形態意匠

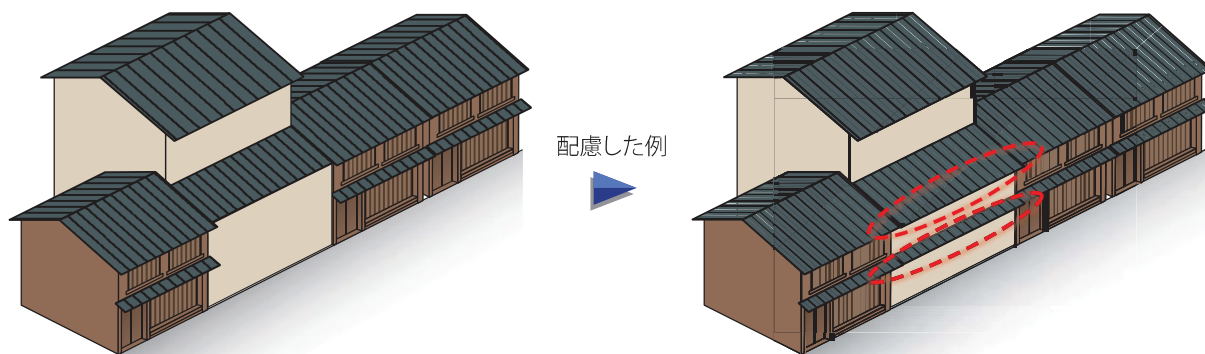
多気地区

基準

街道及び県道嬉野美杉線に面する建築物においては、適度な出を有し、隣り合う建築物と高さを揃えた軒・庇を設けるなど、歴史的まちなみとの調和に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 隣り合う建築物と高さや出幅を揃えた軒や庇を設けることにより、周辺のまちなみと調和し、歴史的まちなみの連続性を確保する。



I ②ウ 形態意匠

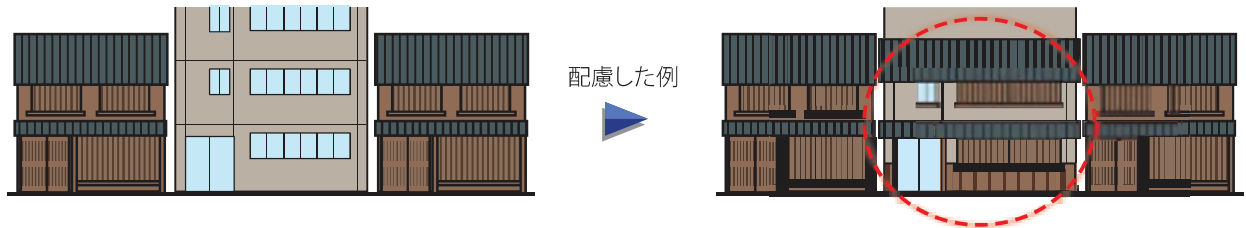
多気地区

基準

建築物等の街道に面する1階及び2階の形態意匠は、隣地や周辺の歴史的建造物との連続性に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 低層部には、格子や軒等その地域でみられる伝統的な様式を取り入れることにより、歴史的まちなみの連続性が途切れないよう工夫する。



I ③ ア 色彩

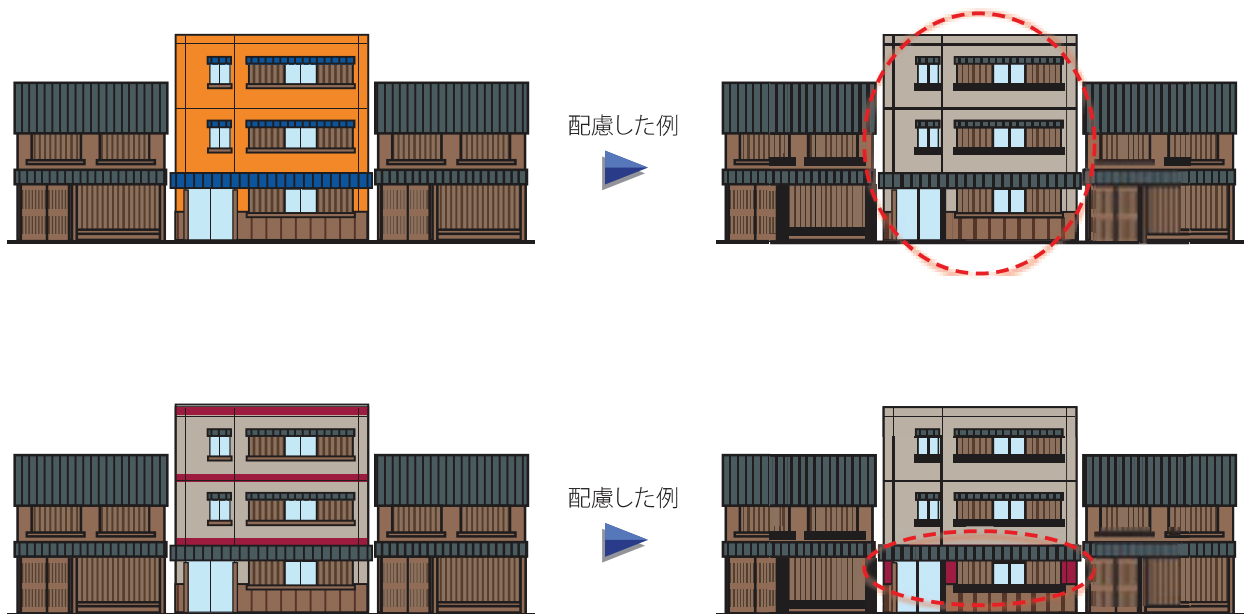
多気地区

基準

建築物等の外壁については、色彩基準表（別表1）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 木材やいぶし瓦などの伝統的素材にみられる暖色系色相の低彩度色を中心に、地域の色使いを踏襲する。
- アクセント色については、10分の1未満の面積で、低層部に集約し、高彩度色が景観を阻害しないよう工夫する。



I④ア 外構

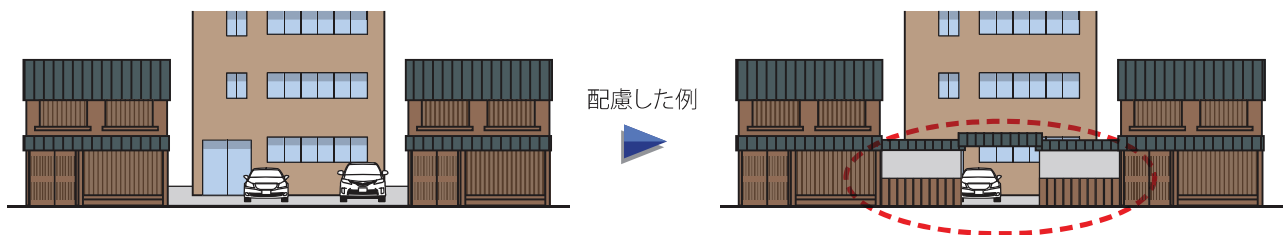
多気地区

基準

街道及び県道嬉野美杉線に面して空地や駐車場等を設置する場合は、できる限り和風の門や塀、生け垣などで囲い、周辺のまちなみとの連続性に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- やむを得ず建築物等が周辺のまちなみから後退し、前面部に空地や駐車場を設ける場合、周辺の建築物の壁面の位置に合わせて和風の門や塀などを設けることにより、歴史的まちなみの連続性が途切れないよう工夫する。



I④イ 外構

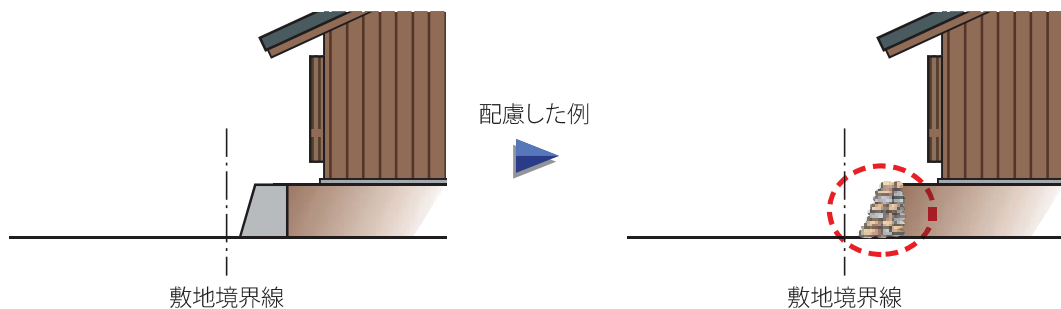
多気地区

基準

擁壁が生じる場合は、石積みや緑化ブロック等による修景に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 擁壁が生じる場合、コンクリートの仕上げによる無機質なものは避け、既存の石積みの再利用により修景するなど、周辺のまちなみと調和させる。



I ⑤ ア その他

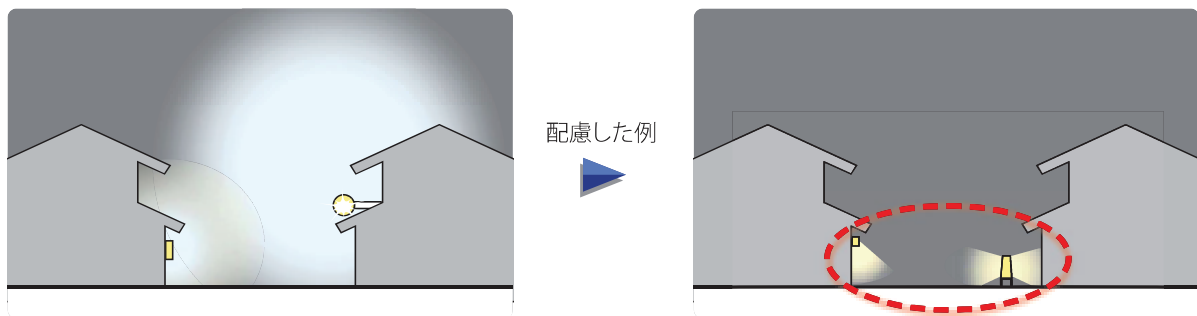
多気地区

基準

街道及び県道嬉野美杉線に面する夜間の屋外照明は、歴史的まちなみの落ち着いた雰囲気を出すよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 夜間の屋外照明は、落ち着きや趣のあるまちなみの雰囲気に合わせた照明器具を用い、効果的な配置、目線より低い光源位置、間接光・拡散光の活用などにより照明方法を工夫する。



I ⑥ ア 電気及び通信施設

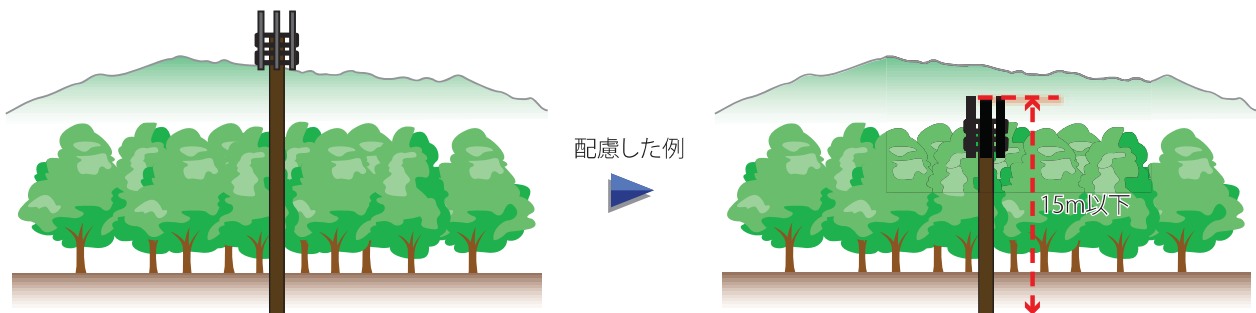
多気地区

基準

原則として高さは15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。

具体的な配慮内容の例

- 景観形成地区内に携帯電話基地局等を設置する場合、高さは15m以下とするとともに、主要な通り等から見えにくい場所に設置する。



(9) 奥津地区

山地景観ゾーンの景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

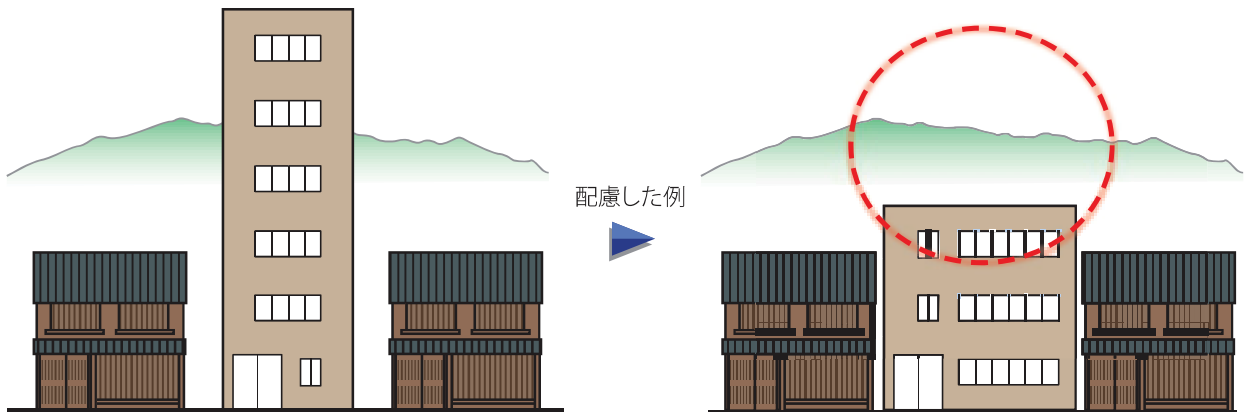
J①ア 規模・配置

奥津地区

基準 できる限り低層とし、歴史的まちなみや集落の家並みから突出しない規模・配置とすること。

具体的な配慮内容の例

- 建築物等は、できる限り高さを低く抑え、歴史的まちなみの連続性を確保し、周辺のまちなみから突出しないよう工夫する。



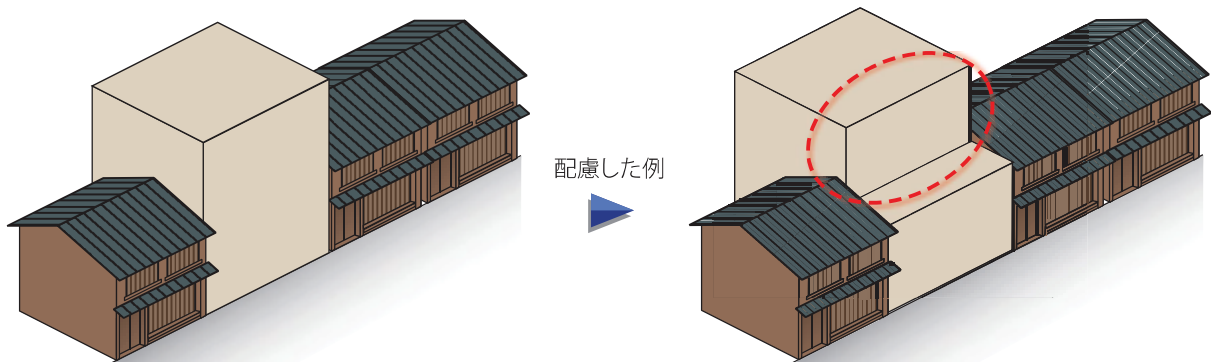
J①イ 規模・配置

奥津地区

基準 街道に面する3階以上の壁面は後退させ、周辺のまちなみから突出しないよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 街道沿いにおいては、周辺の建築物と壁面の位置を揃え、壁面線の連続性を確保する。
- 周辺の建築物より高くなる3階以上の壁面は後退させる。



J②ア 形態意匠

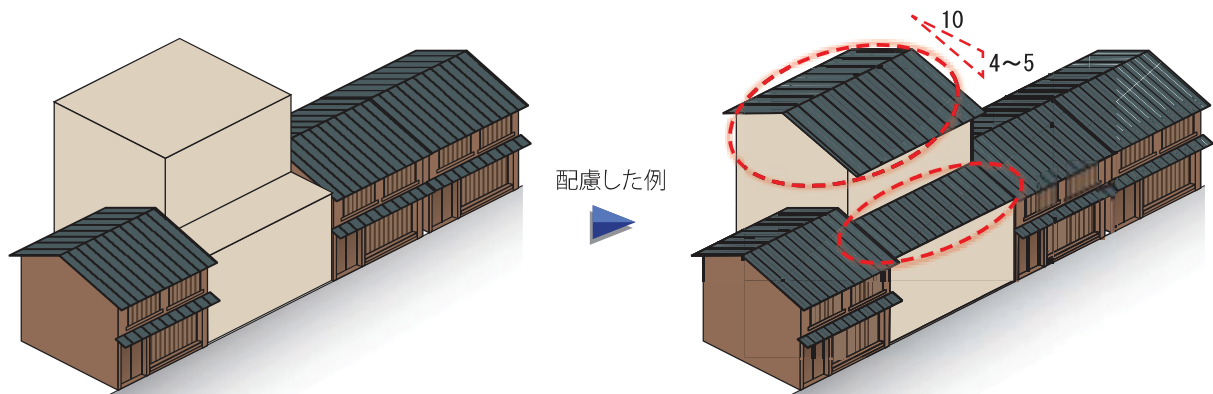
奥津地区

基準

屋根は、勾配屋根(できる限り 4/10 ～ 5/10)とするとともに、周辺の歴史的まちなみや集落の家並みと調和したものとすること。

具体的な配慮内容の例

- 屋根は、周辺のまちなみと向きや形状を揃え、勾配は10分の4から10分の5とする。
- 周辺のまちなみとの調和に配慮し、日本瓦を使用する。



J②イ 形態意匠

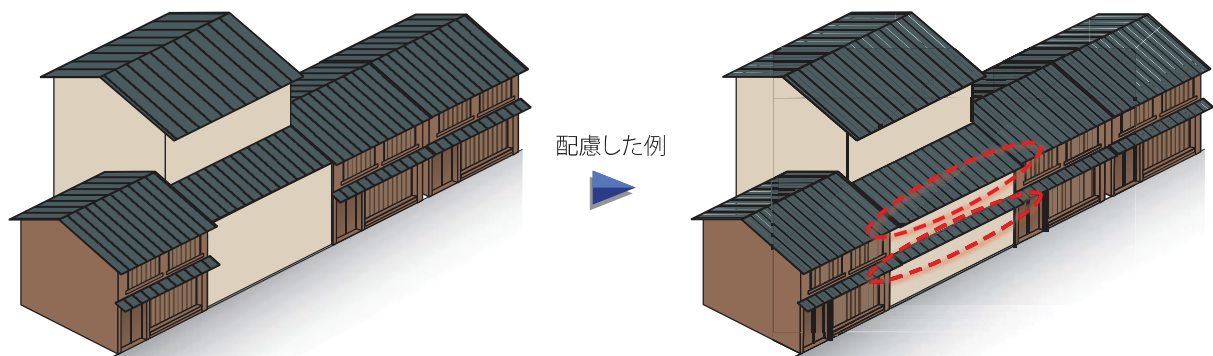
奥津地区

基準

街道に面する建築物においては、適度な出を有し、隣り合う建築物と高さを揃えた軒・庇を設けるなど、歴史的まちなみとの調和に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 街道沿いにおいては、隣り合う建築物と高さや出幅を揃えた軒や庇を設けることにより、周辺のまちなみと調和し、歴史的まちなみの連続性を確保する。



J②ウ 形態意匠

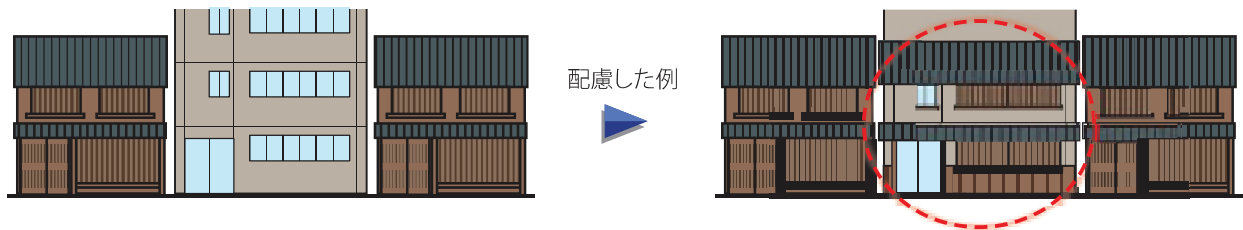
奥津地区

基準

建築物等の街道に面する1階及び2階の形態意匠は、隣地や周辺の歴史的建造物との連続性に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 低層部には、格子や軒等その地域でみられる伝統的な様式を取り入れることにより、歴史的まちなみの連続性を確保する。



J③ア 色彩

奥津地区

基準

建築物等の外壁については、色彩基準表（別表1）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 木材やいぶし瓦などの伝統的素材にみられる暖色系色相の低彩度色を中心に、地域の色使いを踏襲する。
- アクセント色については、10分の1未満の面積で、低層部に集約し、高彩度色が景観を阻害しないよう工夫する。



J④ア 外構

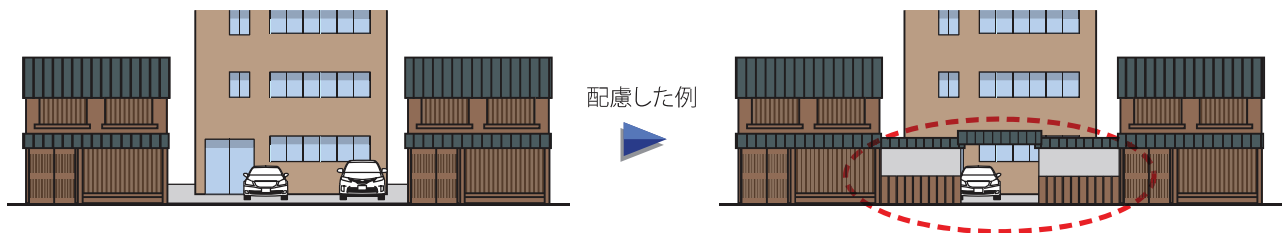
奥津地区

基準

街道に面して空地や駐車場等を設置する場合は、できる限り和風の門や塀、生け垣などで囲い、歴史的まちなみの連続性に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- やむを得ず建築物等が周辺のまちなみから後退し、後退部に空地や駐車場を設ける場合、周辺の建築物の壁面の位置に合わせて和風の門や塀などを設けることにより、歴史的まちなみの連続性が途切れないよう工夫する。



J④イ 外構

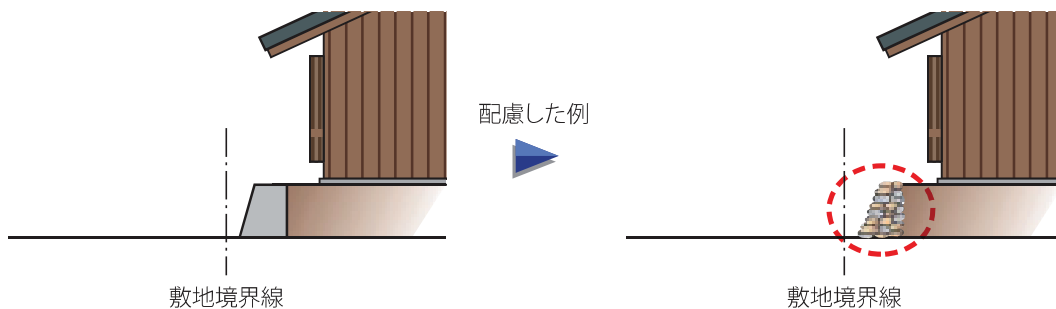
奥津地区

基準

擁壁が生じる場合は、石積みや緑化ブロック等による修景に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 擁壁が生じる場合、コンクリートの仕上げによる無機質なものは避け、既存の石積みの再利用により修景するなど、周辺のまちなみと調和させる。



J⑤ ア その他

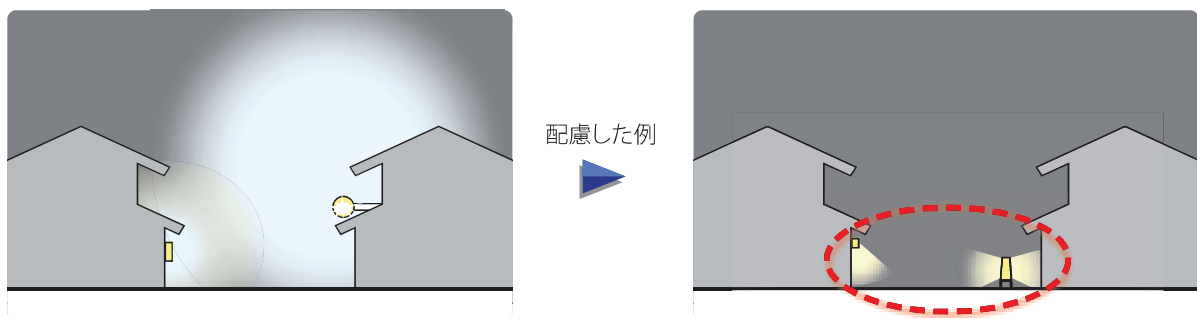
奥津地区

基準

街道に面する夜間の屋外照明は、歴史的まちなみの落ち着いた雰囲気演出するように配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 夜間の屋外照明は、街道沿いの落ち着きや趣のある歴史的なまちなみの雰囲気に合わせた照明器具を用い、効果的な配置、間接光・拡散光の活用などにより照明方法を工夫する。



J⑥ ア 電気及び通信施設

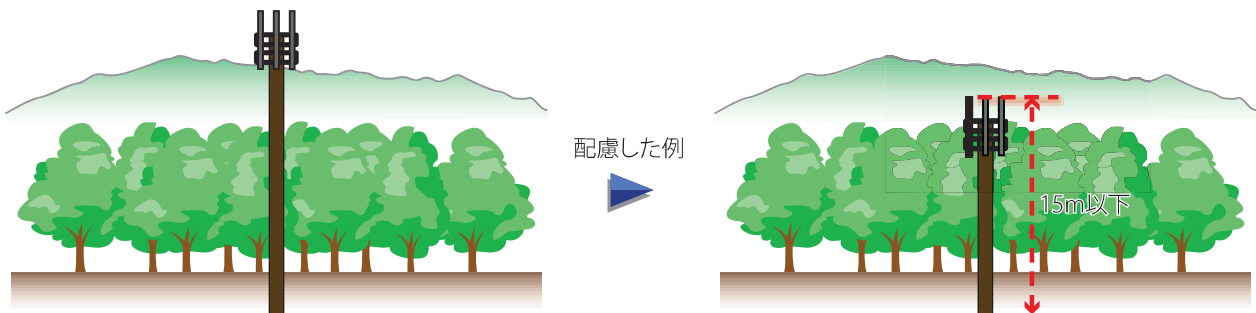
奥津地区

基準

原則として高さは15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。

具体的な配慮内容の例

- 景観形成地区内に携帯電話基地局等を設置する場合、高さは15m以下とするとともに、街道沿いなど主要な場所から見えにくい場所に設置する。



(10) 三多気地区

山地景観ゾーンの景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

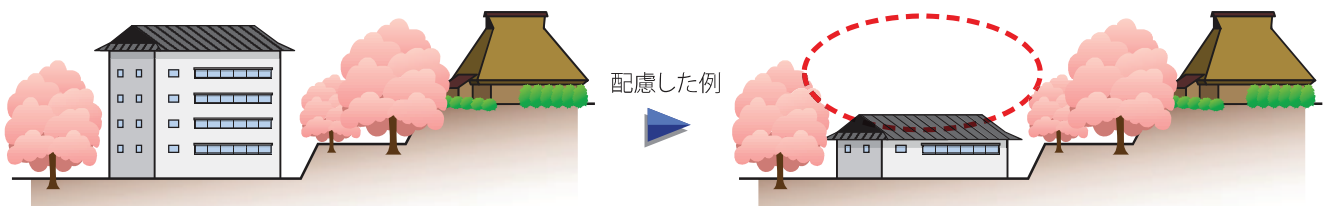
K①ア 規模・配置

三多気地区

基準 できる限り低層とし、集落の家並みから突出しない規模・配置とすること。

具体的な配慮内容の例

- 建築物等は、集落の家並みから突出しないよう、できる限り高さを低く抑え、周辺の集落景観や自然景観から突出しないよう工夫する。



K①イ 規模・配置

三多気地区

基準 城山及び真福院周辺からの眺望を阻害しない規模、配置となるよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 眺望を阻害しないようできる限り低層に抑えたり、城山や真福院などの視点場から見えにくい場所に配置することにより、集落景観や自然景観に溶け込ませる。



K②ア 形態意匠

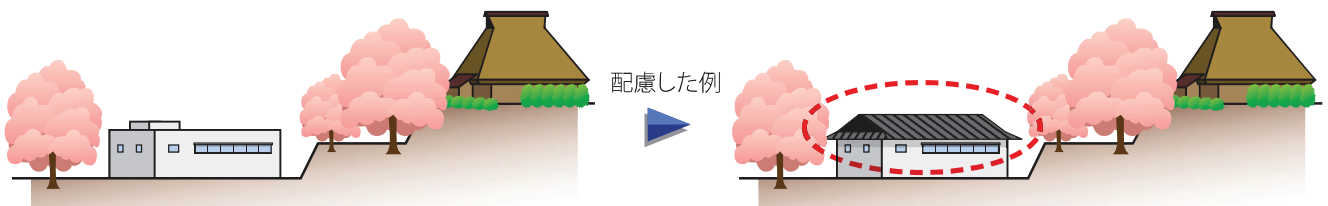
三多気地区

基準

屋根は、勾配屋根(できる限り 4/10 ～ 5/10)とするとともに、周辺の集落の家並みと調和したものとする。

具体的な配慮内容の例

- 屋根は、周辺の集落のまちなみと向きや形状を揃え、勾配は10分の4から10分の5とする。
- 周辺の集落との調和に配慮し、日本瓦を使用する。



K②イ 形態意匠

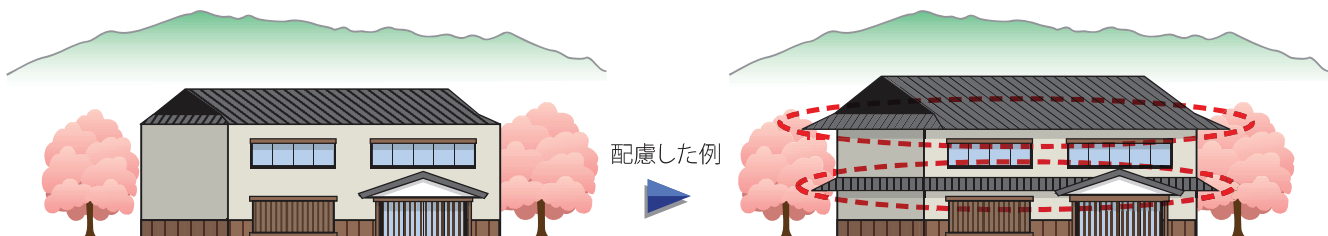
三多気地区

基準

適度な出を有する軒・庇を設けるなど、集落の家並みとの調和に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

- 適度な出を有する軒や庇を設けることにより、周辺の集落景観に溶け込ませる。



K③ア 色彩

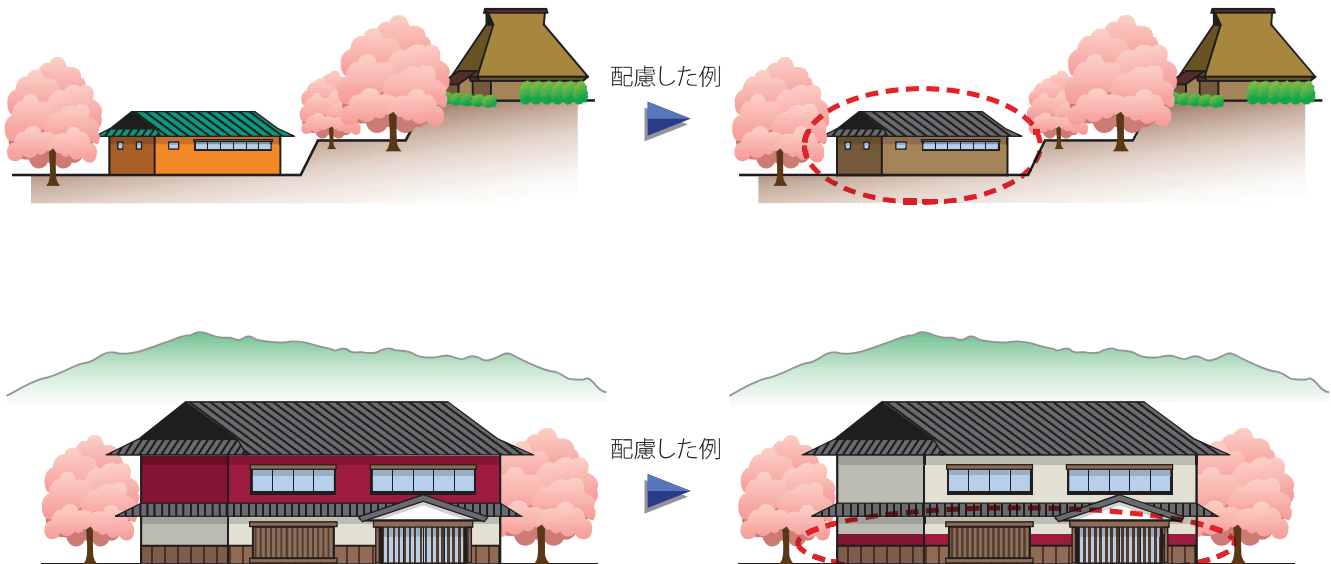
三多気地区

基準

建築物等の外壁については、色彩基準表（別表1）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

具体的な配慮内容の例

- 茅葺き屋根や木材などの伝統的素材にみられる暖色系色相の低彩度色を中心に、地域の色使いを踏襲する。
- アクセント色については、10分の1未満の面積で、低層部に集約し、高彩度色が景観を阻害しないよう工夫する。



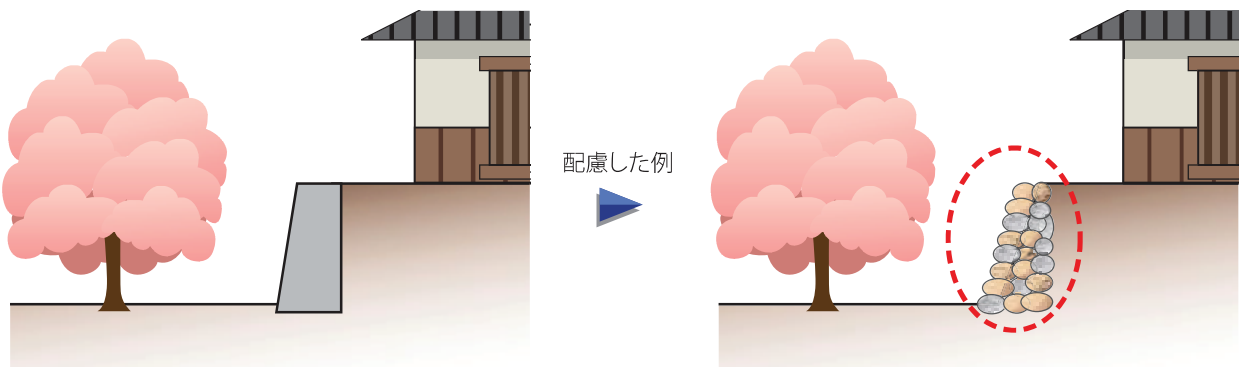
K④ア 外構

三多気地区

基準 できる限り既存の石積みをいかすなど、現況の集落景観を継承できるよう配慮すること。

具体的な配慮内容の例

○既存の石積みを再利用した修景など、現況の集落景観を継承する。



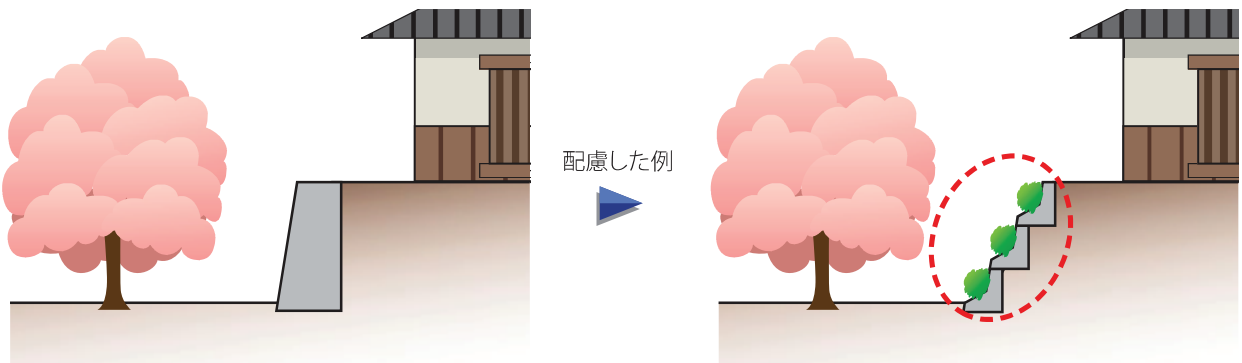
K④イ 外構

三多気地区

基準 擁壁が生じる場合は、石積みや緑化ブロック等による修景に配慮すること。

具体的な配慮内容の例

○擁壁が生じる場合、コンクリートの仕上げによる無機質なものは避け、緑化ブロックにより修景するなど、周辺の集落景観や自然景観と調和させる。



K⑤ア 電気及び通信施設

三多気地区

基準 原則として高さは15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。

具体的な配慮内容の例

- 景観形成地区内に携帯電話基地局等を設置する場合、高さは15m以下とするとともに、集落内の主要な場所から見えにくい場所に設置する。

